

秩父市高齢者福祉計画

～高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画～

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

秩 父 市

はじめに

秩父市では、「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」を将来都市像に掲げ、高齢者が自立した生活を送ることができる地域づくりを目指し、高齢者福祉計画においては、「子どもから高齢者まで、すべての人が笑顔にあふれるしあわせなまち ちちぶ」を基本理念としています。

本市の高齢者を取り巻く現況は、総人口は減少しており、高齢者人口も近年ではやや減少傾向となっております。しかし、高齢化率は上昇傾向にあり、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22 年には 40%を超えると予測されています。

平成 27 年に、秩父郡市医師会等と医療・介護の連携を図りながら高齢者支援に取り組む「ちちぶ版地域包括ケアシステム」を秩父地域 1 市 4 町により立ち上げ、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯、認知症有病率の増加が懸念される中、在宅医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的かつ継続的に提供する「地域包括ケアシステム」を進めてまいりました。

今回策定した計画では、引き続き「ちちぶ版地域包括ケアシステム」を推進するとともに、高齢者の暮らしを地域社会全体で支え、住み慣れた地域や家庭で、生きがいを持ちながら、自分らしく、安心した生活を続けることが可能な共生社会を目指してまいります。また、市の最上位計画である「秩父市総合振興計画」及び地方創生を目的として策定した「秩父市総合戦略」との調和を図り、「高齢者の方が笑顔にあふれるしあわせなまちづくり」を目指します。

計画を推進するためには、市民の皆様をはじめ関係者と一体となった取り組みが必要不可欠でありますので、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、策定委員の皆様をはじめ各関係機関の皆様、アンケート調査やパブリックコメントなど貴重なご意見やご提言をいただきました皆様方に対しまして、心からお礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

秩父市長 北 堀 篤



秩父市高齢者福祉計画

《目次》

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画の基本的な性格.....	1
第2章 高齢者をめぐる現状.....	4
第1節 高齢者等の現状.....	4
第3章 高齢者施策の評価及び課題と対応.....	8
第1節 アンケート調査結果を踏まえた課題と対応.....	8
第2節 第8期計画の評価及び課題と対応.....	18
第4章 計画の基本的考え方.....	23
第1節 基本理念.....	23
第2節 基本的な考え方.....	24
第5章 介護保険対象外サービス等の推進.....	34
第1節 元気なまちづくりの推進.....	34
第2節 在宅福祉サービス.....	37
第3節 地域福祉活動の推進.....	39
第4節 施設サービス.....	40
第5節 生きがいつくり・主体的活動への支援.....	45
第6節 高齢者が安心・安全に暮らせるまちづくりの推進.....	48
第6章 介護保険サービス等の推進.....	50
第1節 介護保険サービス.....	50
第2節 介護保険事業費の見込み.....	70
第3節 地域支援事業.....	72
第4節 保険給付費等の見込みと保険料の算定.....	81
第7章 要介護状態となることの予防及び重度化防止.....	85
第8章 計画推進のために.....	86

資料編.....	88
1 計画策定の経緯.....	88
2 秩父市高齢者福祉計画等策定委員会設置要綱.....	90
3 秩父市高齢者福祉計画等策定委員会委員名簿.....	92
4 秩父市高齢者福祉計画等検討委員会委員名簿.....	93
5 秩父市高齢者福祉計画等検討委員会作業部会委員名簿.....	94
6 秩父市高齢者福祉計画等事務局名簿.....	95

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本的な性格

1 計画策定の趣旨

高齢者介護を社会全体で支える介護保険制度は、施行後 25 年目を迎え、サービス利用は倍増するなど、我が国の高齢者介護に肝要な制度として定着しました。

その間、介護保険事業計画では、第5期より、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスなどの地域包括ケアシステムの推進に取り組んできました。

しかし、令和7年には、団塊の世代といわれる第一次ベビーブーム世代の全ての方が75歳以上となることや、令和22年には、第二次ベビーブームの団塊ジュニア世代が高齢者となることを受け、高齢者福祉、介護予防の推進等、サービスの在り方も大きな変革期を迎えることとなります。

こうした状況を踏まえ、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体化して提供する地域包括ケアシステムを推進し、重度な要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において自分らしい暮らしを人生の最後まで継続できるような取り組みが必要とされています。

一方、今後の高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、今まで行ってきた取り組みを発展させ、「地域包括ケア計画」として在宅医療・介護連携の推進等の地域支援事業、介護離職問題等に積極的に取り組むなど、市が主体となり地域づくり、まちづくりを進めることが必要となります。

また、近年では、令和元年の東日本台風の災害により被災した地域のコミュニティの弱体化、さらに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う「新しい生活様式」の浸透により地域社会も変化しているため、これらの変化に対応できる新しい地域づくりが求められます。

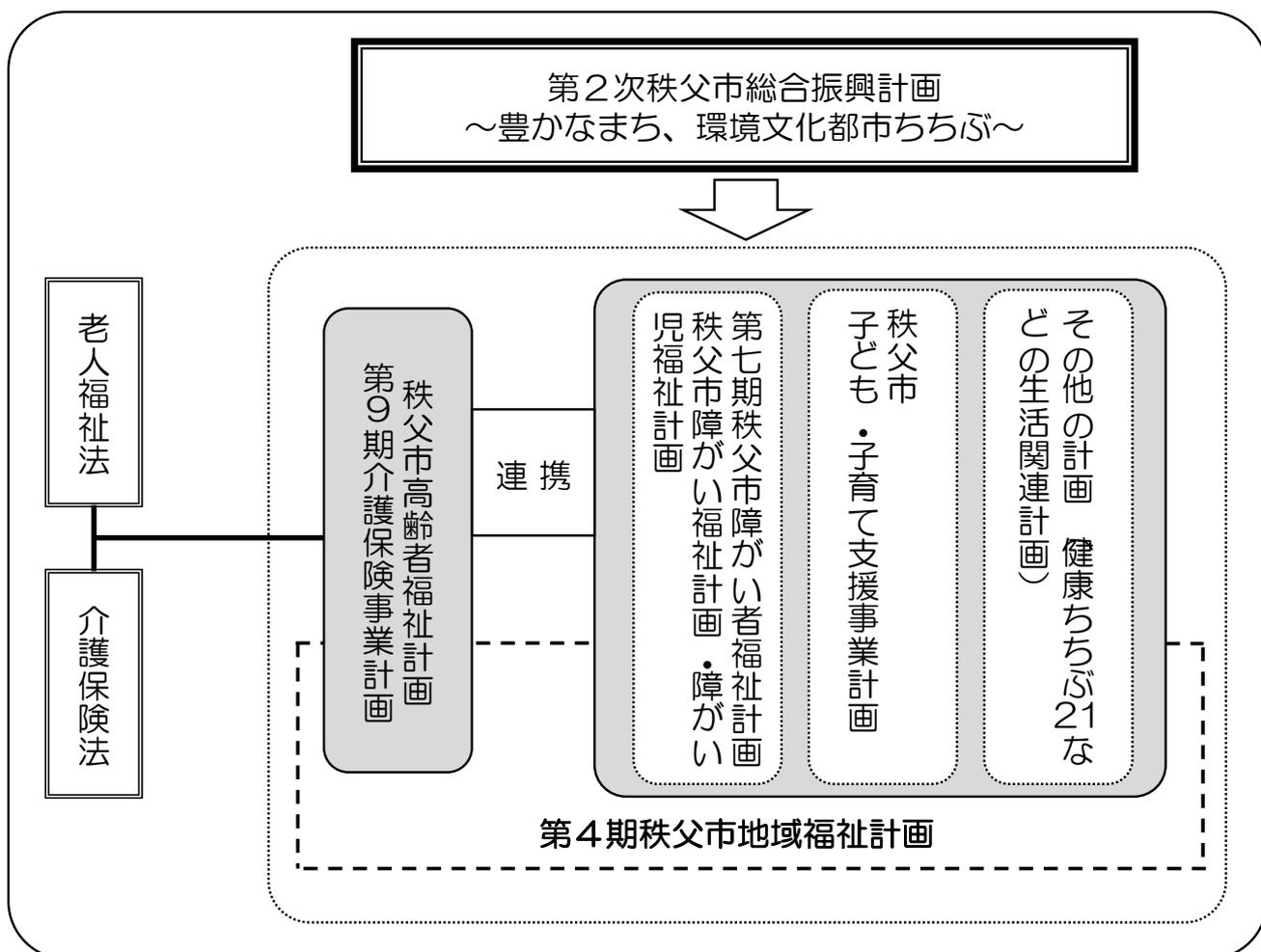
秩父市では、上記の趣旨を踏まえ、「秩父市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」（以下、「第8期計画」という。）に基づいて、各種施策を推進してきました。

このたび、第8期計画期間が満了を迎えるにあたり、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年を見据え、今後も高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会づくりのために、これまでの施策の実施状況や課題を検証し「秩父市高齢者福祉計画（高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）」を策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は要介護状態となった高齢者や、その家族に対する支援をはじめ、健康な高齢者が要介護状態になることを防止するための介護予防事業、福祉事業、生きがい対策を含めた、市の高齢者福祉全般にわたる計画である「市町村老人福祉計画」（老人福祉法第20条の8に基づく法定計画）と、介護保険事業の円滑な運営を図るための「市町村介護保険事業計画」（介護保険法第117条に基づく法定計画）を一体化して策定します。

また、第2次秩父市総合振興計画を上位計画とし、第4期秩父市地域福祉計画の理念や方向性、保健・福祉分野等の個別計画との整合性を図り、連携のとれた計画となります。



3 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。また、3年ごとに見直しを行うものとし、令和8年度に見直しを行います。

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
秩父市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	第8期計画期間			第9期計画期間		

4 計画の策定体制

(1) 策定委員会による審議

本計画の策定（見直し）にあたっては、保健福祉関係者や学識経験者、市民代表からなる「秩父市高齢者福祉計画等策定委員会」を開催し、審議を行いました。

(2) 日常生活圏域ニーズ調査等の実施

秩父市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画においては、「地域包括ケアシステム」を更に深化・推進するため、地域の高齢者の状況や地域課題などを把握することが重要となります。

国は、高齢者の状況や地域の課題をよりの確に把握する手法として「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を推奨しており、本市においても、65歳以上の一般高齢者を対象として同調査を実施し、加えて、在宅介護の実態と課題を把握するため、65歳以上の要支援・要介護認定者を対象として、「在宅介護実態調査」を行いました。

(3) 庁内における計画策定体制

庁内においては、関係部局等による「秩父市高齢者福祉計画等検討委員会」を設置するとともに、委員会に各部局担当者による作業部会を設置し、計画内容の検討にあたりました。

(4) パブリックコメントの実施

広く市民の皆様からご意見等をいただくため、計画案に対するパブリックコメントを実施いたしました。

第2章 高齢者をめぐる現状

第1節 高齢者等の現状

1 高齢者等の現状と将来推計

市の総人口は減少傾向にあり、平成31年(令和元年)の62,513人から令和5年には58,892人となり、3,621人の減少となっています。その一方で高齢者人口は平成31年(令和元年)の20,479人から増加傾向にあり、令和5年には20,476人となり、令和3年までは増加傾向でしたが、近年はやや減少傾向にあります。しかし、高齢化率は上昇傾向にあり、平成31年(令和元年)の32.8%から令和5年には34.8%と2ポイント上昇しています。県(26.8%)、国(29.5%)の高齢化率を上回っています。

■総人口・世帯数の推移

区分	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口(人)	62,513	61,667	60,829	59,879	58,892
世帯(世帯)	26,386	26,388	26,416	26,373	26,215
65歳以上人口(人)	20,479	20,567	20,705	20,640	20,476
高齢化率(%)	32.8%	33.4%	34.0%	34.5%	34.8%
県・高齢化率(%)	25.9%	26.2%	26.5%	26.7%	26.8%
国・高齢化率(%)	28.3%	28.6%	29.3%	29.4%	29.5%

注) 秩父市住民基本台帳人口(各年4月1日現在)

県・高齢化率：埼玉県資料(各年1月1日現在)

国・高齢化率：総務省統計局(各年4月1日現在)

年齢階級別人口の推移を見ると、後期高齢者は増加傾向にありますが、前期高齢者は令和4年から令和5年にかけてやや減少しました。令和5年には、前期高齢者が9,499人、構成比16.1%、後期高齢者が10,977人、構成比18.6%となっています。

人口の将来推計では、総人口は減少傾向にあり、第9期計画の最終年の令和8年には56,120人となり、更に減少傾向が続き、団塊ジュニアの世代が高齢者となる令和22年には42,462人になると予測されています。一方、高齢化率は上昇傾向が続き、令和8年には36.0%まで上昇すると予測されています。

※高齢者—65歳以上の人口

前期高齢者—65歳から75歳未満の人口

後期高齢者—75歳以上の人口

高齢化率—総人口に占める65歳以上人口の割合

■人口の推移

区分	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口(人)	62,513	61,667	60,829	59,879	58,892
高齢者数(人)	20,479	20,567	20,705	20,640	20,476
高齢化率(%)	32.8%	33.4%	34.0%	34.5%	34.8%
65～69歳(人)	5,191	4,927	4,772	4,585	4,490
70～74歳(人)	4,362	4,724	5,147	5,238	5,009
前期高齢者計(人)	9,553	9,651	9,919	9,823	9,499
前期高齢者率(%)	15.3%	15.7%	16.3%	16.4%	16.1%
75～79歳(人)	3,918	3,888	3,574	3,546	3,784
80～84歳(人)	3,339	3,201	3,231	3,251	3,186
85歳以上(人)	3,669	3,827	3,981	4,020	4,007
後期高齢者計(人)	10,926	10,916	10,786	10,817	10,977
後期高齢者率(%)	17.5%	17.7%	17.7%	18.1%	18.6%
40～64歳(人)	20,870	20,527	20,128	19,897	19,622
対総人口比率(%)	33.4%	33.3%	33.1%	33.2%	33.3%

注) 秩父市住民基本台帳人口(各年4月1日現在)

■人口の将来推計

区分	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
総人口(人)	57,978	57,057	56,120	42,462
高齢者数(人)	20,431	20,385	20,223	18,543
高齢化率(%)	35.2%	35.7%	36.0%	43.7%
65～69歳(人)	4,364	4,322	4,162	4,006
70～74歳(人)	4,872	4,629	4,505	3,747
前期高齢者計(人)	9,236	8,951	8,667	7,753
前期高齢者率(%)	15.9%	15.7%	15.4%	18.3%
75～79歳(人)	3,957	4,269	4,625	3,359
80～84歳(人)	3,281	3,243	2,966	3,066
85歳以上(人)	3,957	3,922	3,965	4,365
後期高齢者計(人)	11,195	11,434	11,556	10,790
後期高齢者率(%)	19.3%	20.0%	20.6%	25.4%
40～64歳(人)	19,338	19,025	18,745	13,115
対総人口比率(%)	33.4%	33.3%	33.4%	30.9%

注) 表記の数値は、令和元年～令和5年の実績人口を基にコーホート変化率法により算出した推計人口

2 高齢者のいる世帯の状況（令和2年国勢調査時）

世帯の状況をみると、総世帯数は減少傾向にあり、令和2年では23,872世帯となっています。高齢者世帯数は平成12年から平成17年にかけて減少していますが、そのほかは概ね増加傾向にあり、平成12年の10,856世帯が、令和2年には13,147世帯となり、20年間で2,291世帯の増加となっています。総世帯に占める高齢者世帯数の割合は、令和2年では55.1%となっています。また、高齢者世帯の推移でも、単身世帯と夫婦世帯が増加し続けており、両世帯を合わせると令和2年では高齢者世帯の56.6%を占めています。

■世帯の状況

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数（世帯）	24,641	24,365	24,103	23,989	23,872
高齢者世帯数（世帯）	10,856	10,603	12,138	12,750	13,147
構成比（%）	44.1	43.5	50.4	53.1	55.1

注1）表記の数値は、国勢調査数値（各年10月1日現在）

注2）高齢者世帯は65歳以上の方がいる世帯数

■高齢者世帯の推移

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高齢者世帯数（世帯）	10,856	10,603	12,138	12,750	13,147
単身世帯（世帯）	1,845	2,243	2,686	3,104	3,665
構成比（%）	17.0	21.2	22.1	24.3	27.9
夫婦世帯（世帯）	2,704	2,902	3,081	3,581	3,778
構成比（%）	24.9	27.4	25.4	28.1	28.7
同居世帯（世帯）	6,307	5,458	6,371	6,065	5,704
構成比（%）	58.1	51.5	52.5	47.6	43.4

注1）表記の数値は、国勢調査数値（各年10月1日現在）

注2）構成比の計算は、端数処理するため、多少の誤差が生じます。

注3）単身世帯は65歳以上の方の一人暮らし世帯数

注4）夫婦世帯は夫が65歳以上、妻が60歳以上の世帯数

注5）同居世帯は上記注3、注4を除いた65歳以上の方がいる世帯数

■高齢者世帯の内訳（令和2年）

区分	65歳未満 のみの世帯	65歳以上のいる世帯			合計
		高齢者単身	高齢者夫婦	高齢者同居	
世帯数（世帯）	10,725	3,665	3,778	5,704	23,872
構成比（%）	44.9	15.4	15.8	23.9	100.0

注）表記の数値は、国勢調査数値（令和2年10月1日現在）

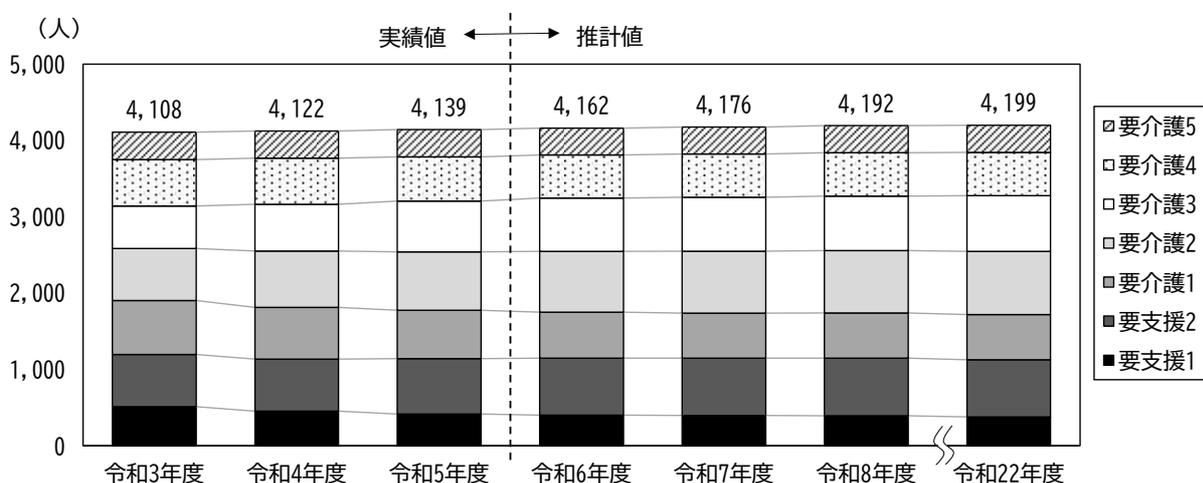
3 要介護等認定者の推移と推計

要介護・要支援認定者数は、第8期計画当初の令和3年度では4,108人でしたが、令和5年度には4,139人となっています。また、第9期計画期間中における要介護・要支援認定者数の将来推計では、令和6年度に4,162人、令和7年度に4,176人、令和8年度に4,192人となることが予測されています。

■65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者数の推移と推計

区分	実績値←			→推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総人口(人)	60,829	59,879	58,892	57,978	57,057	56,120	42,462
65歳以上人口(人)	20,705	20,640	20,476	20,431	20,385	20,223	18,543
要支援1	512	454	416	400	396	394	378
構成比(%)	2.5%	2.2%	2.0%	2.0%	1.9%	1.9%	2.0%
要支援2	683	681	725	747	751	754	748
構成比(%)	3.3%	3.3%	3.5%	3.7%	3.7%	3.7%	4.0%
要介護1	705	676	633	603	590	591	592
構成比(%)	3.4%	3.3%	3.1%	3.0%	2.9%	2.9%	3.2%
要介護2	683	739	765	796	811	817	828
構成比(%)	3.3%	3.6%	3.7%	3.9%	4.0%	4.0%	4.5%
要介護3	557	613	664	697	708	715	730
構成比(%)	2.7%	3.0%	3.2%	3.4%	3.5%	3.5%	3.9%
要介護4	609	602	581	567	565	567	565
構成比(%)	2.9%	2.9%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	3.0%
要介護5	359	357	355	352	355	354	358
構成比(%)	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.9%
合計	4,108	4,122	4,139	4,162	4,176	4,192	4,199
構成比(%)	19.8%	20.0%	20.2%	20.4%	20.5%	20.7%	22.6%

注1) 表記の数値は、厚生労働省作成の地域包括ケア「見える化」システムを用いて算出したものです。



第3章 高齢者施策の評価及び課題と対応

第1節 アンケート調査結果を踏まえた課題と対応

1 調査の概要

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画においては、「地域包括ケアシステム」の深化・推進のために、地域の高齢者の状況や地域課題などを把握することが重要となります。そのため、本市では、高齢者の状況や地域の課題をより明確に把握するために、国が推奨する「日常生活圏域ニーズ調査」に市独自項目を追加し、「秩父市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」として実施しました。

また、在宅介護の実態と課題を把握するため、「在宅介護実態調査」を同時に実施しました。

■調査対象

調査の種類	対象
①高齢者に関するアンケート調査 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	市内に在住する65歳以上の高齢者で要支援・要介護認定を受けていない方から無作為抽出した方
②在宅介護実態調査	市内に在住する65歳以上の高齢者で要支援・要介護認定を受けている方

■調査期間

調査の種類	対象
①高齢者に関するアンケート調査	令和5年7月～8月
②在宅介護実態調査	

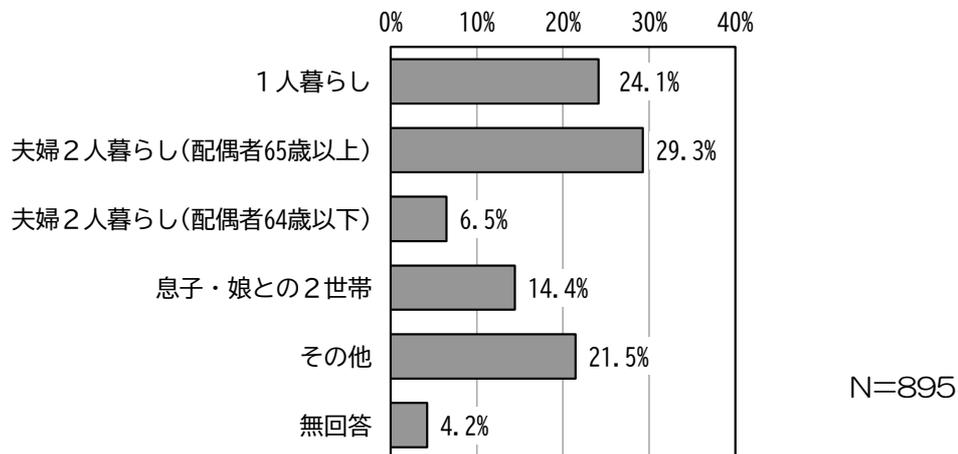
■回収結果

調査の種類	配布数	有効回答数	有効回収率
①高齢者に関するアンケート調査	1,300件	895件	68.8%
②在宅介護実態調査	300件	154件	51.3%

2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

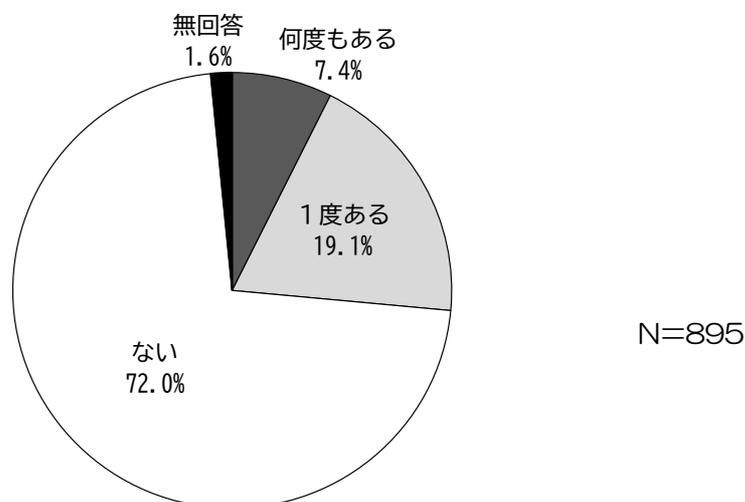
(1) 家族構成をお教えてください

家族構成では、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が29.3%と最も多く、次いで「1人暮らし」が24.1%と多く、「その他」が21.5%となっています。



(2) 過去1年間に転んだ経験がありますか

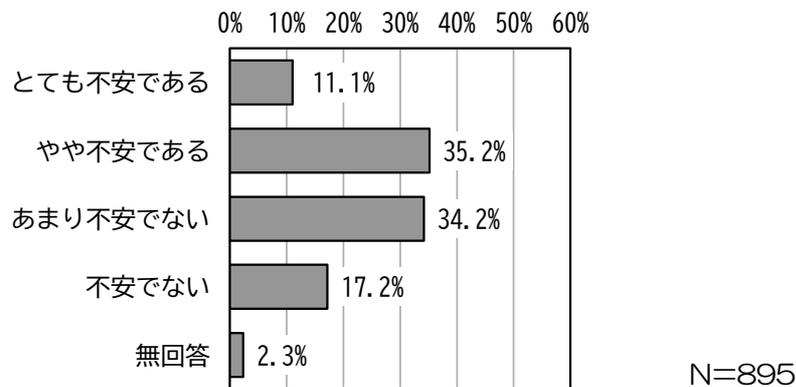
過去1年間に転んだ経験がありますかでは、「ない」が72.0%と最も多く、次いで「1度ある」が19.1%、「何度もある」が7.4%となっています。



(3) 転倒に対する不安は大きいですか

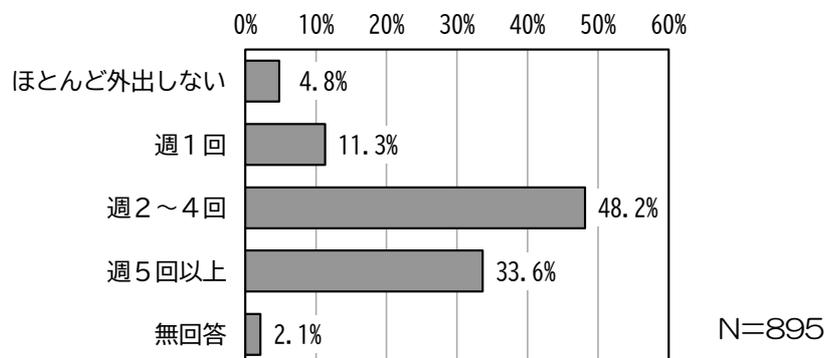
転倒に対する不安は大きいですかでは、「やや不安である」が35.2%と最も多く、「とても不安である」と合わせて46.3%の方が「不安である」と回答しています。

「あまり不安でない」と「不安でない」を合わせると51.4%となり、半数以上の方は不安でないと回答しています。



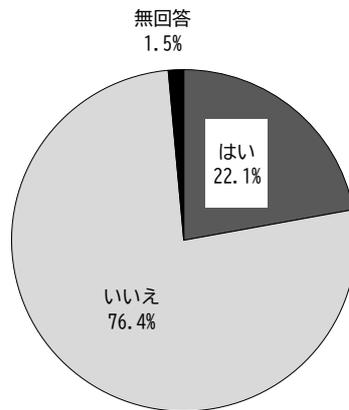
(4) 週に1回以上は外出していますか

週に1回以上は外出していますかでは、「週2～4回」が48.2%と最も多く、次いで「週5回以上」が33.6%、「週1回」が11.3%となっています。



(5) 外出を控えていますか

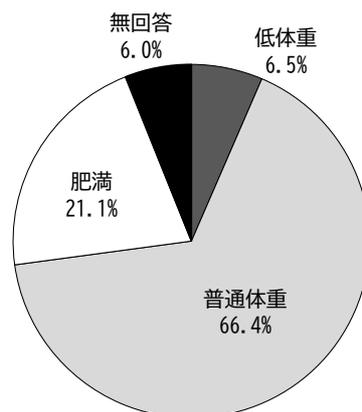
外出を控えていますかでは、「いいえ」が76.4%、「はい」が22.1%となっています。



N=895

(6) 身長・体重

身長と体重をもとにBMIを算出すると「普通」が66.4%と最も多く、次いで「肥満」が21.1%、「低体重」が6.5%となっています。



N=895

※BMI

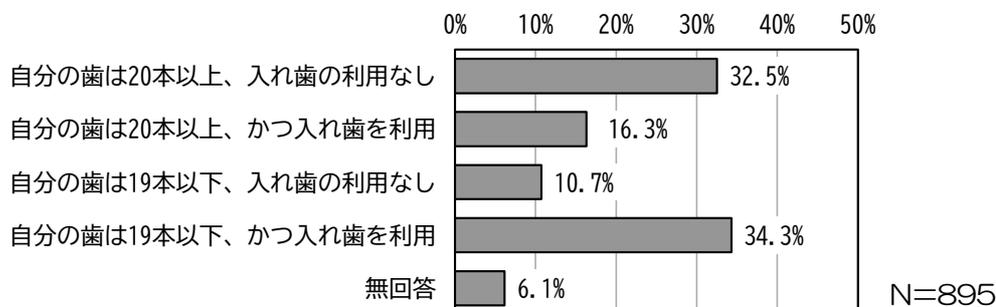
体重と身長の関係から算出される肥満度を示す体格指数。体重(グラム)を身長(センチ)の2乗で割る。 $BMI = \text{体重 kg} \div (\text{身長 m})^2$

18.5未満：低体重 18.5～25未満：標準 25～30未満：肥満(1度)

30～35未満：肥満(2度) 35～40未満：肥満(3度)

(7) 歯の数と入れ歯の利用状況をお教えてください

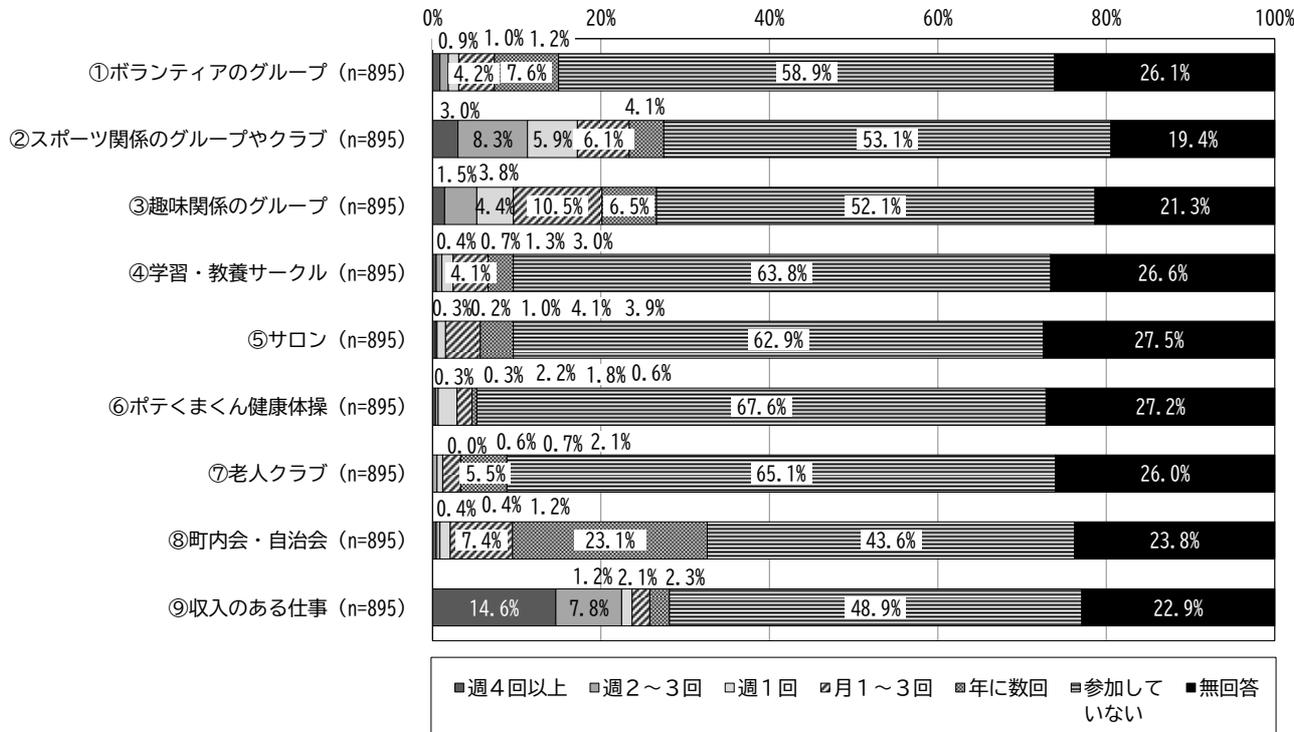
歯の数と入れ歯の利用状況では、「自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用」が34.3%と最も多く、次いで「自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし」が32.5%、「自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用」が16.3%となっています。



(8) 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

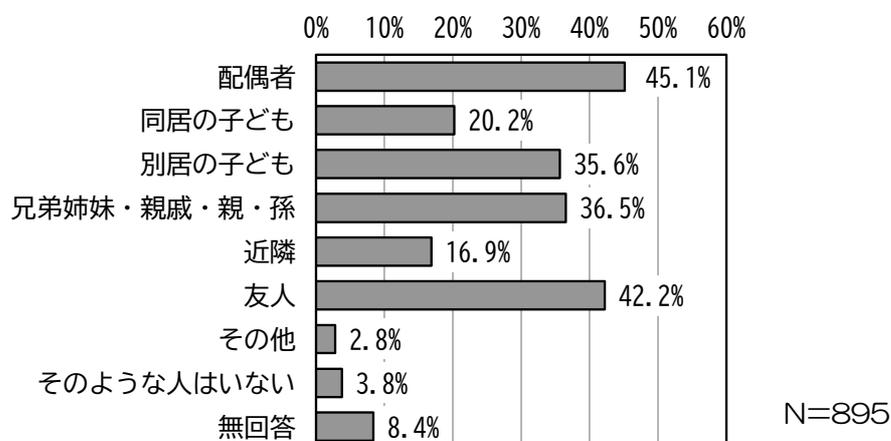
すべての項目で「参加していない」の割合が最も多くなっており、4割から6割程度となっています。

参加頻度が多い項目については、「⑨収入のある仕事」で週4回以上が14.6%、「③趣味関係のグループ」で月1～3回が10.5%、「⑧町内会・自治会」で年に数回が23.1%となっています。



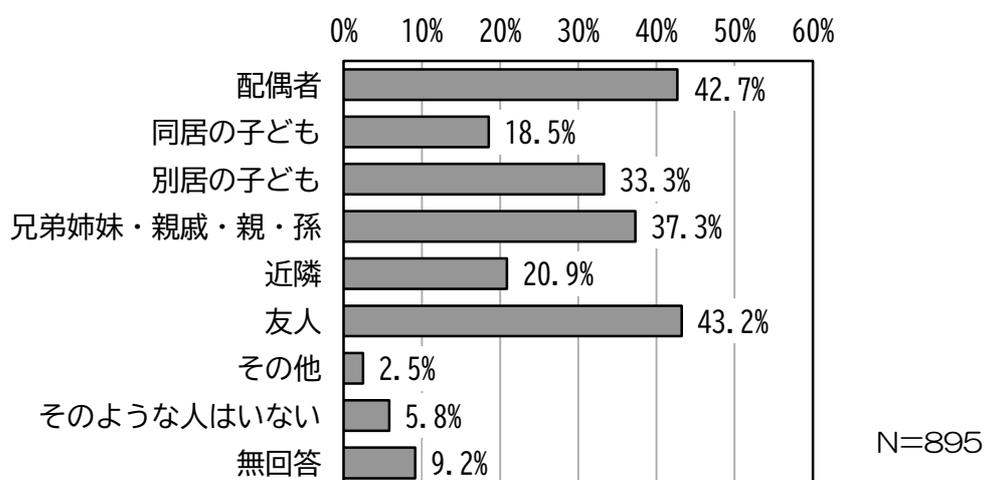
(9) あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人

あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人では、「配偶者」が45.1%と最も多く、次いで「友人」が42.2%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が36.5%となっています。



(10) 反対に、あなたが心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人

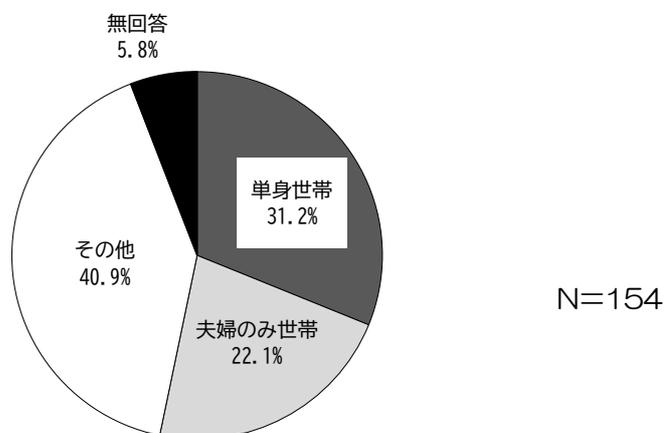
あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人では、「友人」が43.2%と最も多く、次いで「配偶者」が42.7%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が37.3%となっています。



3 在宅介護実態調査結果（抜粋）

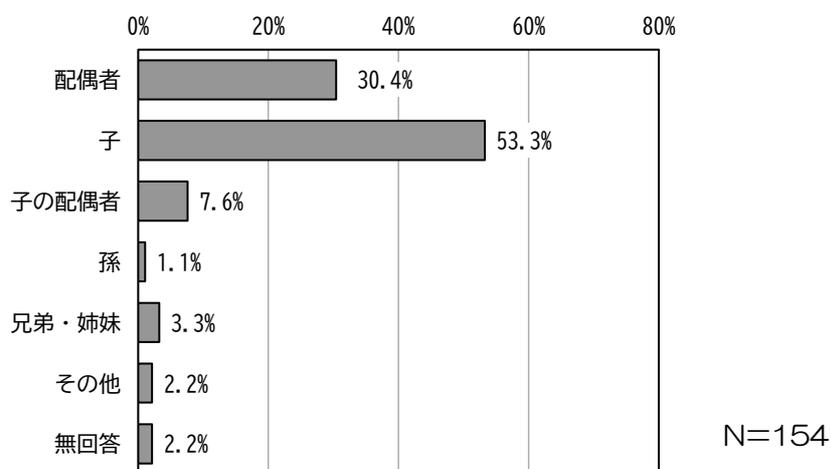
（1）世帯類型について

世帯類型では、「その他」が40.9%と最も多く、次いで「単身世帯」が31.2%、「夫婦のみ世帯」が22.1%となっています。



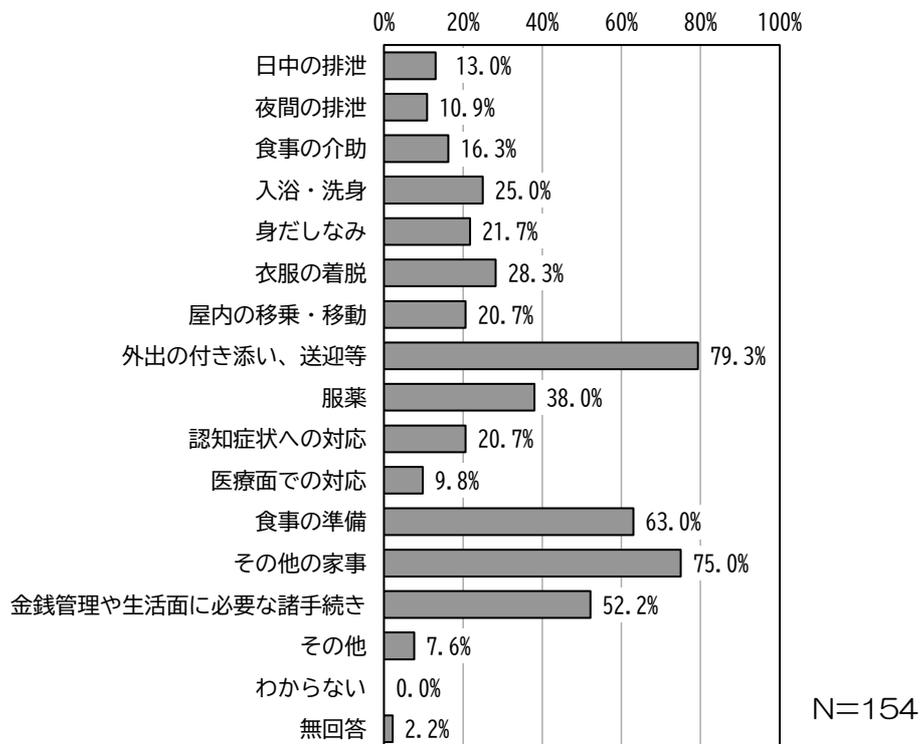
（2）主な介護者の方は、どなたですか

主な介護者では、「子」が53.3%と最も多く、次いで「配偶者」が30.4%、「子の配偶者」が7.6%となっています。



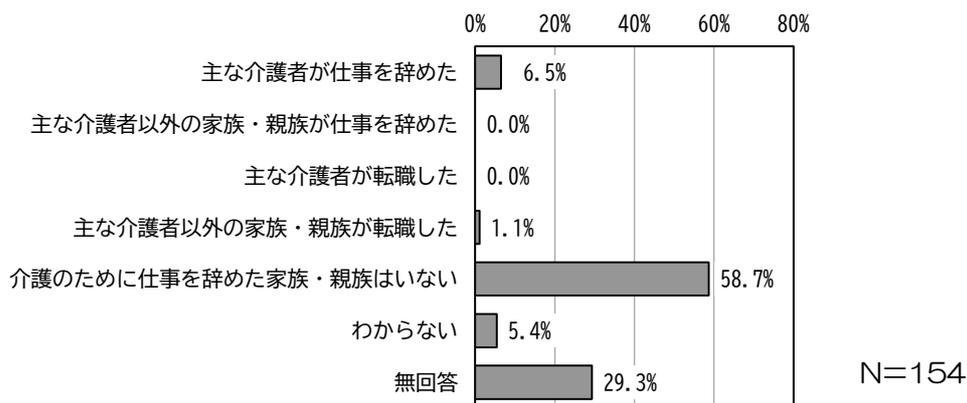
(3) 現在、主な介護者の方が行っている介護等について

主な介護者の方が行っている介護等では、「外出の付き添い、送迎等」が79.3%と最も多く、次いで「その他の家事」が75.0%、「食事の準備」が63.0%となっています。



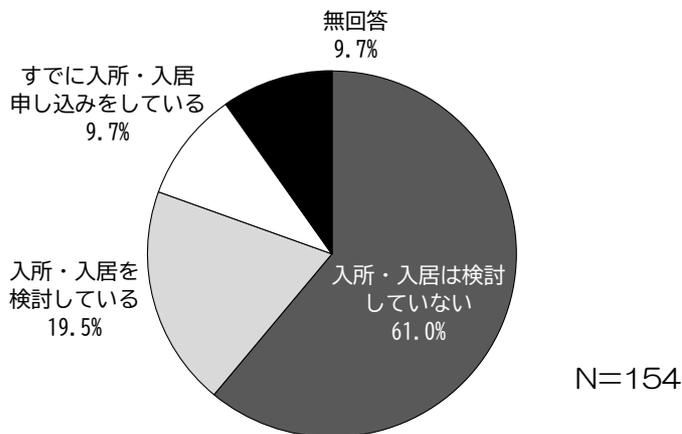
(4) ご家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか

ご家族やご親族の中で、ご本人の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるかでは、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が58.7%と最も多く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた」が6.5%となっています。



(5) 現時点での、施設等[※]への入所・入居の検討状況について

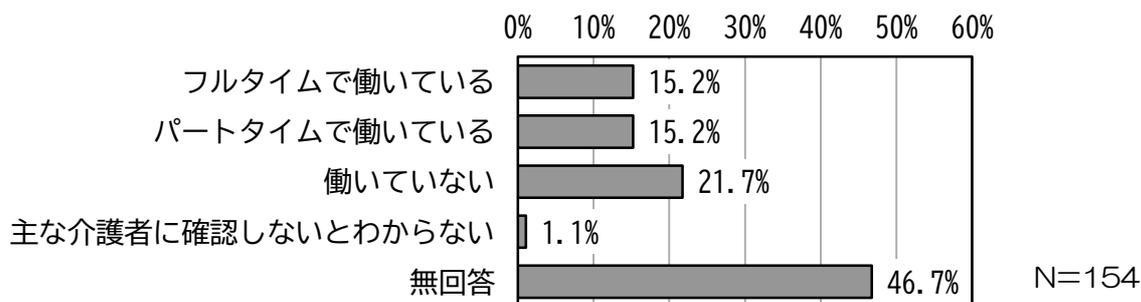
現時点での、施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が61.0%と最も多く、次いで「入所・入居を検討している」が19.5%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が9.7%となっています。



※「施設等」とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設（有料老人ホーム等）、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指します。

(6) 主な介護者の方の現在の勤務形態について

主な介護者の方の現在の勤務形態については、「働いていない」が21.7%と最も多く、次いで「フルタイムで働いている」、「パートタイムで働いている」が同率で15.2%となっています。



(6)で「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」と回答した方にお伺いします。

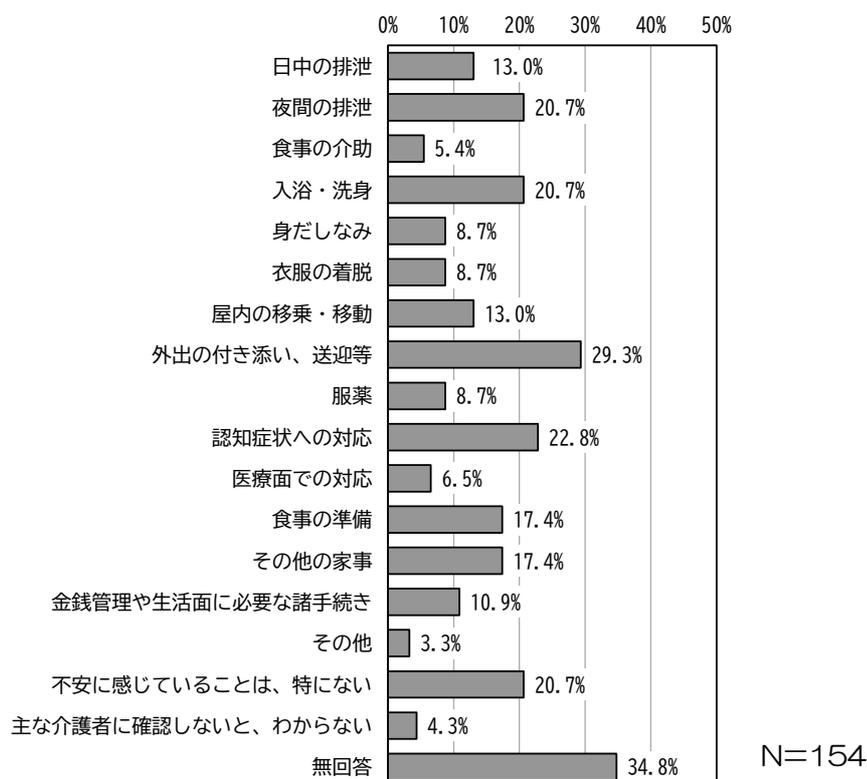
(7) 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか

主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」が12件と最も多く、次いで、「問題なく、続けていける」が10件、「続けていくのは、かなり難しい」が3件となっています。

項目	度数	構成比
問題なく、続けていける	10	35.7%
問題はあるが、何とか続けていける	12	42.9%
続けていくのは、やや難しい	1	3.6%
続けていくのは、かなり難しい	3	10.7%
主な介護者に確認しないと、わからない	1	3.6%
無回答	1	3.6%
回答者数	28	100.0%
非該当	126	
合計	154	

(8)現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について

主な介護者の方が不安に感じる介護等については、「外出の付き添い、送迎等」が29.3%と最も多く、次いで「認知症状への対応」が22.8%となっています。



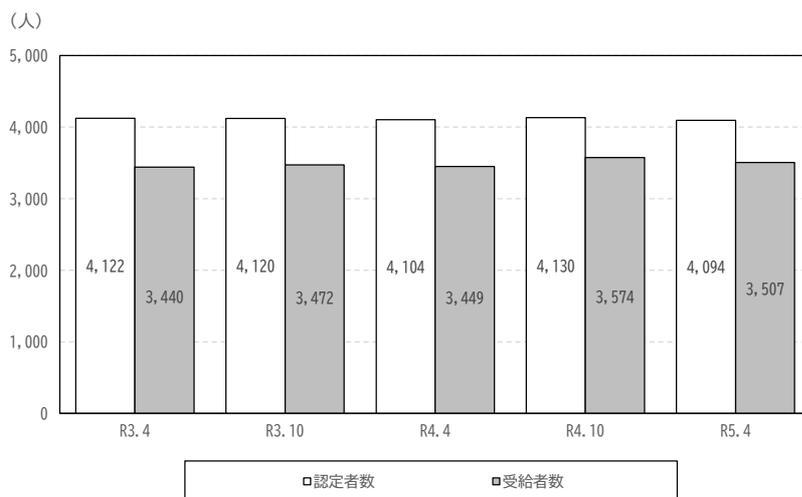
第2節 第8期計画の評価及び課題と対応

1 介護給付実績の状況

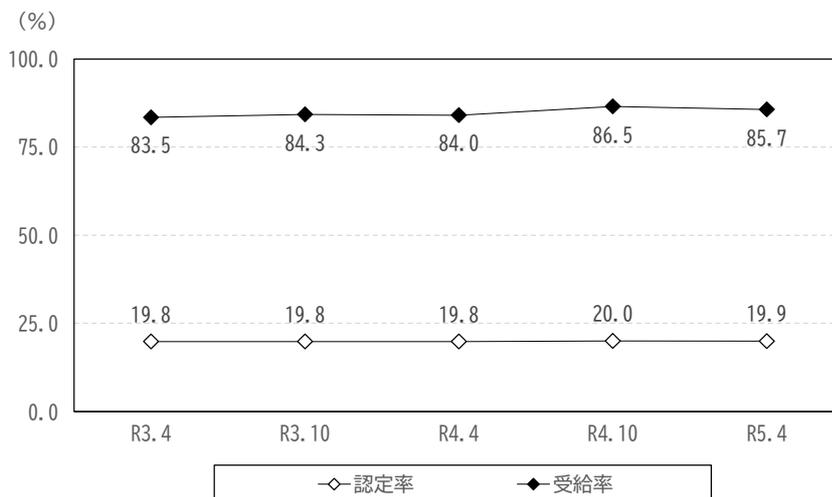
(1) 認定者と受給者等の状況

令和3年4月の要支援・要介護認定者数は4,122人、認定率は19.8%となっております。認定者数はほぼ横ばいで推移しており、令和5年4月の受給者数は3,507人、受給率は85.7%となっています。

■認定者と受給者※1



■認定率※2 と受給率※3



資料：介護保険事業状況報告

※1 受給者：要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用している人数。

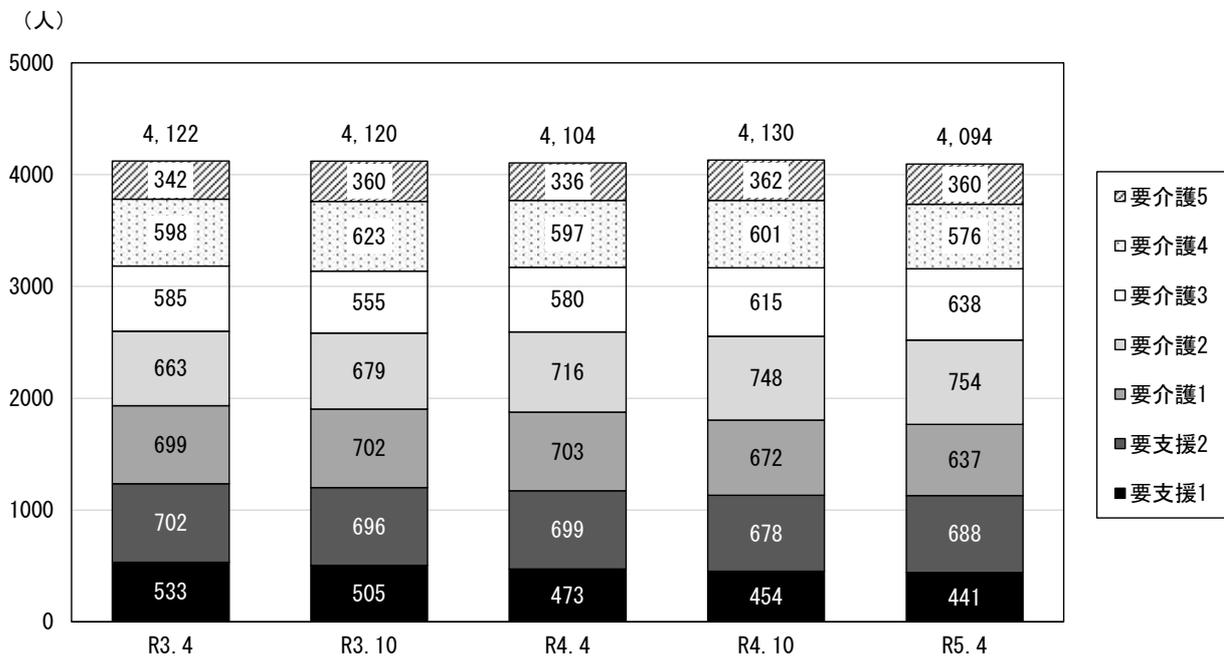
※2 認定率：要介護認定者数を65歳以上人口で割った割合。

※3 受給率：要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用している人の割合（受給者÷認定者）

令和5年4月の要支援・要介護度別の認定者数は、要支援認定者が1,129人(27.6%)、要介護認定者が2,965人(72.4%)と、おおむね3：7の比率になっています。同時期の県全体は、要支援認定者が82,448人(24.5%)、要介護認定者が254,362人(75.5%)となっています。

令和3年4月と比較すると、認定者全体では28人減少しており、要支援認定者は106人減少していますが、要介護認定者は78人増加しています。

■要支援・要介護度別認定者数



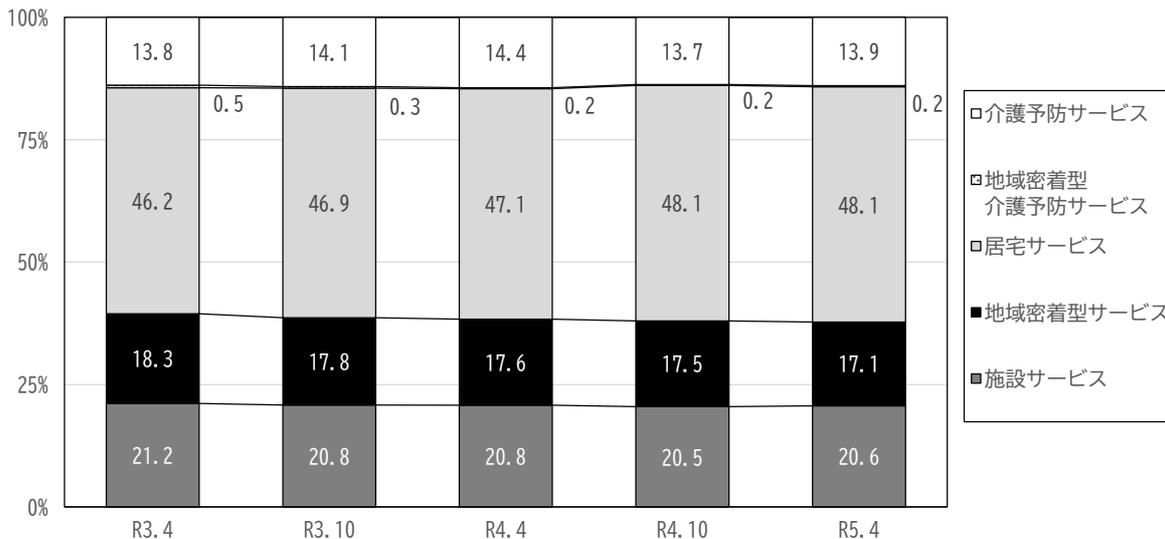
資料：介護保険事業状況報告

(2) 予防・介護給付別の利用状況

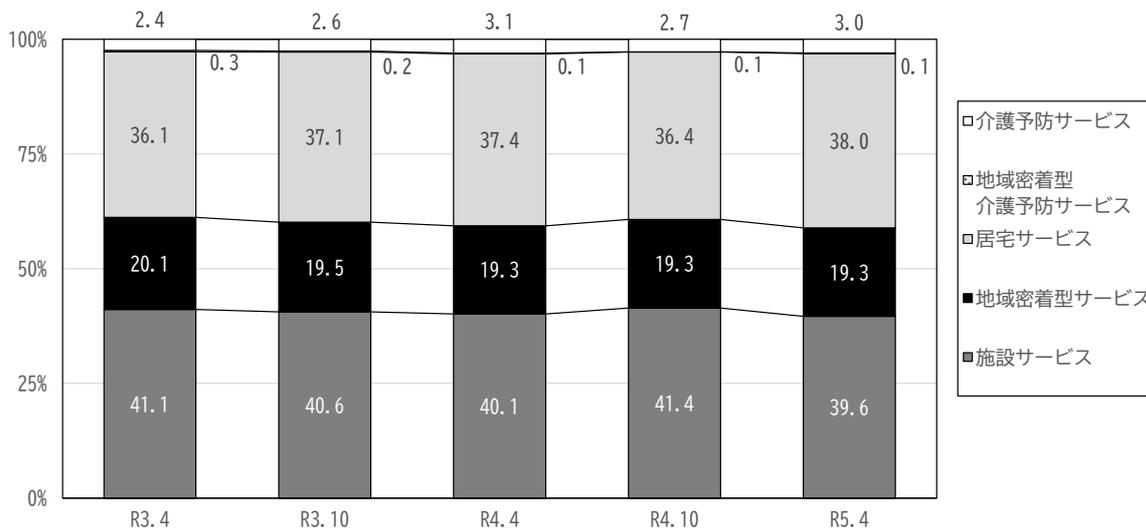
介護保険サービス利用者数に対する介護予防サービス利用者の割合は、令和5年4月の時点で13.9%となっており、同月の給付費の割合は3.0%となっています。

介護給付サービスをみると、令和5年4月の利用者の割合は、居宅サービスが48.1%、施設サービスが20.6%、地域密着型サービスが17.1%となっています。

■ 予防・介護給付別の利用者数の割合



■ 予防・介護給付別の給付費の割合



注) 第2号被保険者を含む。

資料：介護保険事業状況報告

2 第8期計画における重点取組の評価及び課題と今後の対応

第8期計画では、地域包括ケアシステム推進のための重点取組として、7つの項目が重点項目として位置付けられています。

これら7項目に対する第8期計画期間中での取組・評価、課題等については、以下のとおりとなります。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させることが重要です。引き続き、秩父郡市医師会等との連携を強化し、在宅医療・介護連携推進事業を計画的に推進しています。

また、今後も、「ちちぶ版地域包括ケアシステム」の推進に向け、「ちちぶ在宅医療・介護連携相談室」（秩父市立病院内）のより一層の利用促進を図ります。

(2) 認知症施策の推進

認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、相談対応の充実を図るとともに、「認知症カフェ」、「個人参加型（市民向け）の認知症サポーター養成講座」や「認知症サポーターのフォローアップ研修」等を実施し、地域で認知症の人を支える体制づくりに取り組んでいます。「認知症サポーター養成講座」については、認知症に関する知識の普及を図るため、継続して実施している他、令和3年度からは「事業所向け認知症サポーター養成講座」も実施し、地域連携ネットワークにおける見守り事業の構築も含めて、事業の展開を図っています。

また、認知症の早期診断・早期対応に向けた取組として、認知症初期集中支援チームを（医）全和会協力のもと、秩父地域1市4町合同チームを配置し、秩父地域における認知症支援体制の構築を引き続き図っています。

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、今後も施策を推進していきます。

(3) 成年後見制度利用促進計画

平成28（2016）年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

成年後見制度利用促進の観点から、秩父市では令和3（2021）年10月より中核機関を外部委託にて設置し、地域連携ネットワークを構築しながら、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、成年後見制度の普及、啓発に取り組んでいます。

今後も中核機関及び専門職団体と連携しながら、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備していきます。

(4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加するなか、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、医療・介護サービスの充実を図るとともに、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を同時に図っていくことが不可欠です。また、地域の中で役割を持って活動・生活することが生きがいや介護予防にもつながっていきます。

市では、秩父市社会福祉協議会へ委託し、生活支援コーディネーターを配置しました。今後も生活支援体制整備事業を促進します。

(5) 地域ケア会議の推進

高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した尊厳ある生活を営むことができるよう、要介護状態等の予防または重度化防止を推進するとともに、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤を整備するため、民生委員や自治会等の地域の支援者・団体、専門的支援を有する多職種を交えた「地域ケア会議」を日常生活圏域（9中学校区）ごとに開催しております。

今後も、ちちぶ版地域包括ケアシステムをちちぶ圏域全体で実現するため、「地域ケア会議」において、その地域の特性等を把握し、その地域にあった地域包括ケアシステムを協議・構築していく必要があります。

(6) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活の実現が、保健・医療・介護などサービス提供の前提となります。

今後も、低所得者や家族からの支援が受けられない高齢者のために、生活支援ハウスの更なる活用を図り、また、高齢者住まいの受け皿となりうる有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、県と連携し設置状況等の必要な情報の把握に努める必要があります。

(7) 地域包括ケアシステムを推進するための人員体制の拡充及び質の確保

地域包括ケアシステムを推進するために、サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保等を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要です。

そのため、必要となる介護人材の確保に向け、国や県と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等のための方策を今後も進めていきます。

業務効率化を進めて職員の負担軽減を図る観点から、介護分野のICT導入の検討を行います。

第4章 計画の基本的考え方

第1節 基本理念

子どもから高齢者まで
すべての人が笑顔にあふれる
しあわせなまち ちちぶ

本計画を推進するためには、第一に「高齢者の意思を尊重する」社会とすることが重要です。介護が必要になったり、何らかの社会的な支援が必要になった時にも、自身の社会的役割を自覚し、要介護状態が悪化することを予防し、その有する能力の維持向上に努め、地域とのつながりを保ちながら、高齢者自らの意思によって様々なサービスや支援を受けることのできる社会を目指します。この考えは、介護保険制度の基本理念に通ずるものです。

第二に「住み慣れた地域で安心して住み続けられる」地域社会とすることです。平成19年度に制定した、明日の笑顔は世代をこえて！「子育て支援・元気長寿のまち」宣言に基づき、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、高齢者の暮らしを地域社会全体で支え、住み慣れた地域や家庭で安心して通常の生活を継続でき、きめ細かなサービスを受けることが可能な共生社会を目指します。これは、在宅生活を基本としつつ、施設入所となってもできる限り近くの施設への入所が可能となる、地域に根ざしたサービスを基本とした社会です。

第三に「子どもから高齢者まで、すべての人が笑顔にあふれる」という基本理念を持続するために、市民と市と介護事業関係者等の中で、自立支援や介護予防といった目的や、高齢者自らが健康に努め、介護予防に取り組むという意識を共有する必要があります。このような社会をつくるために、市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念を定めています。

第2節 基本的な考え方

1 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

(1) 日常生活圏域の設定

地域の高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域における地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、本市では9つの中学校区を日常生活圏域として設定しています。今後は、地域の人口減少を見据えて、中学校区の再編成を視野に入れていきます。

日常生活圏域においては、地域包括支援センターを中心に地域の施設及びマンパワーとの連携を図り、元気な高齢者への介護予防事業から要介護高齢者に対する介護サービスまで幅広い支援を行い、地域ケア体制の中心的役割を担っていきます。

■日常生活圏域内の地区



圏域名	地区
秩父第一中学校区	宮側町、番場町、道生町、中村町（一丁目・四丁目）、桜木町、金室町、永田町、柳田町、阿保町、大畑町、滝の上町、上宮地町、中宮地町、下宮地町、大宮（上宮地町・中宮地町・下宮地町）、相生町、大野原、黒谷
秩父第二中学校区	日野田町、野坂町、大宮（日野田町・野坂町）、熊木町、上町、中町、本町、上野町、東町、中村町（二丁目・三丁目）、近戸町、別所
尾田蒔中学校区	寺尾、蒔田、田村
高篠中学校区	山田、栃谷、定峰
大田中学校区	太田、伊古田、品沢、堀切、小柱、みどりが丘
影森中学校区	久那、上影森、下影森、浦山、和泉町
吉田中学校区	下吉田、吉田久長、吉田阿熊、上吉田、吉田石間、吉田太田部
(旧)大滝中学校区	大滝、中津川、三峰
荒川中学校区	荒川久那、荒川上田野、荒川日野、荒川小野原、荒川白久、荒川贄川

※秩父市立小学校又は中学校への就学予定者に係る学校の指定に関する規則別表第2（第2条関係）のとおり

（2）ちちぶ版地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を維持できるようにするため、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度に向け、在宅医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化や推進を図る必要があります。

具体的には、第8期計画中に取り組んできた『ちちぶ版地域包括ケアシステム』の更なる推進を図るもので、地域包括支援センターを中心に、個別のケア会議などの充実化を図り、その中で見えてくる課題や資源の把握・分析を行います。

次にそれぞれの地域で確認された課題・資源等を、各地域の代表者等が参加する秩父市のケア推進会議において整理し、政策形成にむけた検証等を行います。

また、秩父地域は、介護サービスや医療の受診状況等が秩父郡市全域にわたるケースが多く、秩父地域全体での多職種が連携したネットワークやちちぶ定住自立圏での事業を活用するため、秩父地域の1市4町の更なる連携強化を進めます。

こうした組織を有効に機能させ、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策に加え、居住に関する施策も包括的に推進するよう努めます。

■ちちぶ版地域包括ケアシステムの各組織概要

○ちちぶ圏域ケア全体会議（事務局：秩父市高齢者介護課）

- ・1市4町の地域ケア推進会議と調整を図って、定住自立圏として政策提言・資源開発・行政計画を進める。
- ・圏域ケア全体会議と各市町地域ケア推進会議の調整を図るため、必要に応じて担当課長会議を開催する。

○ちちぶ圏域ケア連携会議（事務局：秩父市立病院地域医療連携室）

- ・ちちぶ圏域内における地域課題の検討や解決事例のノウハウを蓄積し、圏域内の共通課題を抽出し、課題解決に向けた検討、調整をする。
- ・抽出された課題解決に向け、必要に応じて政策・施策・資源開発等を各市町地域ケア会議や圏域ケア全体会議に提言する。
- ・圏域内における医療・保健・福祉・介護・住民等が連携して、圏域内が住みやすい環境になるための連携を図る。（多職種連携の推進）
- ・ちちぶ圏域内における地域ケア会議同士の連携を図る。
- ・委員については職能団体等から選出されているが、検討内容・課題内容に応じて柔軟に委員を選出し、協議・対応する。

○1市4町の地域ケア推進会議（事務局：各市町の担当課）

- ・圏域ケア全体会議と圏域ケア連携会議と調整を図りながら、各市町の政策提言・資源開発を進めて行く。
- ・委員は、各市町で選出。

○地域ケア会議（事務局：各市町の担当課）

- ・「地域ケア会議」は、ちちぶ版地域包括ケアシステムをちちぶ圏域全体で実現するため、日常生活圏域（基本中学校区域）で、地域の特性等を把握し、その地域にあった地域包括ケアシステムを協議・構築していく。
- ・委員は、各市町で選出。

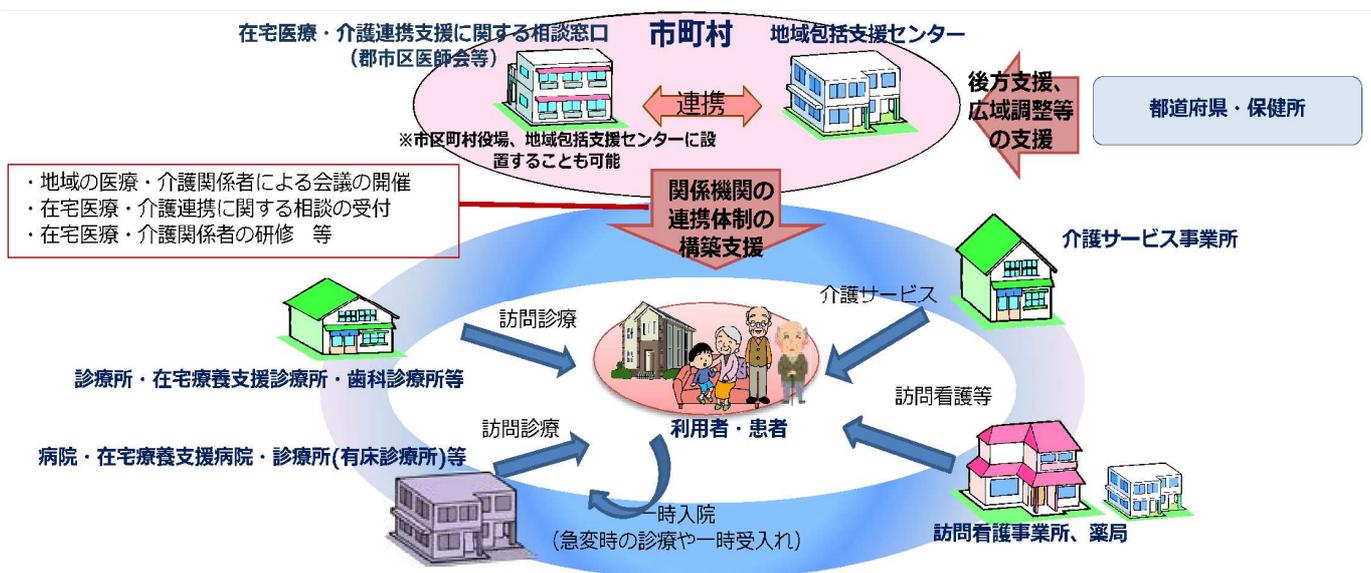
2 地域包括ケアシステム推進のための重点取組

(1) 在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させることが重要です。引き続き、秩父都市医師会等との連携を強化し、在宅医療・介護連携推進事業を計画的かつ効果的に推進します。

また、「ちちぶ版地域包括ケアシステム」の推進に向け、「ちちぶ在宅医療・介護連携相談室」（秩父市立病院内）のより一層の利用促進を図ってまいります。

■在宅医療・介護のイメージ図



〔具体的取組内容〕

- ①地域の医療・介護の資源の把握
- ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- ④医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥医療・介護関係者の研修
- ⑦地域住民への普及啓発
- ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

(2) 認知症施策の推進

令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者の支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に基づいて施策を推進します。

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進します。

また、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関する情報の収集・普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」としての取組に重点を置き事業を推進します。

①普及啓発・本人発信支援

認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の本人からの発信支援に取り組みます。

②予防

認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、医療機関、介護サービス事業者等と連携し、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、通いの場における活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進します。

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

③-1医療・ケア（早期発見・早期対応）

認知機能低下のある人（軽度認知障害を含む）や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の更なる質の向上や連携の強化を推進します。また、医療従事者の認知症対応力向上のための取組を推進します。

③-2介護サービス

認知症の人に対して、それぞれの状況に応じた適切な介護サービスを提供できるよう、介護サービス基盤整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上のための取組を推進します。

③-3介護者への支援

認知症の人の介護者の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、認知症の人及びその介護者が集う認知症カフェ等の取組を推進します。

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

④-1認知症バリアフリーの推進

生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進します。

また、認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等を認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（以下「チームオレンジ等」という。）の構築、成年後見制度の利用促進など、地域における支援体制の整備を推進します。

④-2若年性認知症の人への支援

若年性認知症支援コーディネーターとの連携により、若年性認知症の人への支援を推進します。

④-3社会参加支援

地域支援事業の活用等により、認知症の人の社会参加活動を促進します。

(3) 成年後見制度利用促進計画

平成28(2016)年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

国は令和4(2022)年3月に第2期成年後見制度利用促進基本計画を策定し、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実などの成年後見制度利用促進の取組を進めることとしました。

秩父市では中核機関を外部委託にて設置し、専門職団体の協力を得ながら、地域連携ネットワークの構築及び成年後見制度の利用促進を図っております。

このことから、引き続き、中核機関や専門職団体と連携しながら、成年後見制度利用促進について、総合的かつ計画的に推進します。

(4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加するなか、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、医療・介護サービスの充実を図るとともに、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を同時に図っていくことが不可欠です。また、地域の中で役割を持って活動・生活することが生きがいや介護予防にもつながっていきます。

こうした生活支援サービスや社会参加へのニーズは、地域の高齢化や社会資源等の状況に応じて様々なものが想定されるため、地域のニーズや資源の把握を行った上で、できるだけ多様な主体（NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等）の参画を得ながら連携体制を構築し、それぞれの主体の持ち味を活かした支援体制の充実・強化を図ることが必要です。

そのため、地域の体制整備を推進する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置等の生活支援体制整備事業を促進します。

(5) 地域ケア会議の推進

高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した尊厳ある生活を営むことができるよう、要介護状態等の予防または重度化防止を推進するとともに、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤を整備するため、民生委員や自治会等の地域の支援者・団体、専門的支援を有する多職種を交えた「地域ケア会議」を日常生活圏域（9中学校区）ごとに開催しております。

今後も、市及び地域包括支援センターが役割分担を行いつつ、地域課題解決のための「地域ケア会議」推進事業を推進します。

(6) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活の実現が、保健・医療・介護などサービス提供の前提となります。このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に関する整備、設置状況などについて、県と連携を図っていきます。

また、市では低所得者や家族からの支援が受けられない高齢者のために、引き続き、生活支援ハウスの更なる活用を図っていきます。

なお、生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援の体制を検討しつつ、高齢者の居住の確保に努めます。

(7) 地域包括ケアシステムを推進するための人員体制の拡充及び質の確保

地域包括ケアシステムを推進するために、サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保等を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要です。

そのため、必要となる介護人材の確保に向け、国や県と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等のための方策を進めます。

業務効率化を進めて職員の負担軽減を図る観点から、介護分野のICT導入の検討を行います。

また、生活支援等の担い手については、高齢者やその家族が地域において安心して日常生

活を営むことができるように、訪問型生活支援サービス従事者研修等を開催し担い手の確保に努めてまいります。

業務の効率化の観点からは、介護分野の文書に係る負担軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及び ICT 等の活用を進めます。

3 第9期計画作成のポイント

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性について
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化について
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性について
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性について
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護など地域密着型サービスの更なる普及について
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実について

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性について
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進について
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取り組みについて
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等について
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進について
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進について
- 高齢者虐待防止の一層の推進について
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進について
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性について
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤の整備について
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供することについて
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取り組みの充実について
- 給付適正化事業の取り組みの重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進について

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保について
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取り組みの推進について
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備について
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性について
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用することについて
- 文書負担軽減に向けた具体的な取り組みについて（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化について
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取り組みの推進について

※社会保障審議会 介護保険部会資料より（令和5年7月10日、第107回）

第5章 介護保険対象外サービス等の推進

第1節 元気なまちづくりの推進

- 1 健康意識の高揚による健康づくり支援
以下の4つの事業について、実施していきます。
 - a 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
 - b 自発的な健康づくりの推進
 - c 地区組織の活動推進
 - d 市民参加による健康づくりの推進

【事業の概要】

- 令和元年の健保法改正による改正後の介護保険法等により、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、市町村は介護予防を進めるにあたり、高齢者保健事業と一体的に実施するよう努めるものとされました。市は一体的実施を行うにあたっては、介護・医療・健診情報等の活用を含め、保険年金課と連携して取組を進めます。
- 市民一人ひとりが健康を実感しながら、生き生きとした生活を送ることができるよう、市報や健康カレンダー、保健センター事業を通じて、健康に関する情報の発信や知識の普及啓発を行い、健康づくりを推進します。また、地区組織（健康推進員、食生活改善推進員）の育成を図り、住民が主体となって健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 秩父地域1市4町で推進する「ちちぶ定住自立圏」で、高齢に伴い増加する「口コモティブシンドローム（運動器症候群）」（筋肉や関節などの障害により要介護になるリスクの高い状態、または要介護や寝たきりになってしまう状態）の予防に役立つ「ちちぶお茶のみ体操」を推進するとともに、今後、介護予防を目的とする住民主体の地域活動の普及を図ります。
- 「サロン活動」の推進により、閉じこもり予防と社会参加による生きがいづくりを促進するなど、市民参加による健康づくりを推進します。
- 「ちちぶ定住自立圏」で様々な疾患の原因となる口腔機能の低下を防止するため、秩父郡市歯科医師会と連携を取りながら、個人の健康づくりにおける口腔機能の向上を図ります。また、口腔機能の向上の必要性について啓発します。
- 高齢者の在宅生活を充実するために、医療や介護等の情報を集約した「私の療養手帳」（「私の療養手帳」委員会、秩父郡市医師会、ちちぶ医療協議会発行）の活用を推進します。

2 健康増進事業による市民の健康支援

以下の3つの事業について、実施していきます。

- a 生活習慣病予防対策の充実
- b 健康寿命の延伸
- c 社会生活を営むために必要な機能の維持および向上

(1) 健康手帳の交付

【事業の概要】

- 特定健康診査・保健指導の記録やその他健康の保持のために必要な事項を記載して、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため、希望者に健康手帳の交付を行っています。今後も健康手帳の意義や活用方法についての理解と有効活用を推進します。

(2) 健康教育

【事業の概要】

- 生活習慣病の予防と健康についての正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、引き続き、市民の健康寿命の延伸を推進します。

(3) 健康相談

【事業の概要】

- 健康増進及び疾病予防のため、随時健康相談を実施し、心身の健康に関する個別の相談に応じ、市民の健康づくりを支援します。

(4) 健康診査

【事業の概要】

- 生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」を実施し、その結果から生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、自分の健康状態を自覚して生活習慣改善のための自主的な取り組みが継続して行えるよう「特定保健指導」を実施しています。

(5) 各種がん検診等

【事業の概要】

- 健康の保持増進と疾病の早期発見のため、胃・乳・子宮頸部・大腸がん検診、歯周病検診を実施しています。がんに対する知識の普及啓発も含め、各種がん検診の受診率向上に向けた取り組みを推進します。

(6) 訪問指導

【事業の概要】

- 心身状況や生活状況等で保健指導が必要であると認められる方やその家族に対して、保健師や栄養士などによる訪問指導を行っています。今後も訪問指導を通して、健康に関する問題を把握し、市民の疾病予防と健康の保持、増進を図ります。

(7) 予防接種費の助成

【事業の概要】

- インフルエンザ予防接種や肺炎球菌予防接種の費用について、引き続き、助成を行うとともに、事業の周知を促進し、感染症予防に努めます。

第2節 在宅福祉サービス

1 在宅福祉サービスの充実

(1) ショートステイ事業

【事業の概要】

- 高齢者で、生活環境や心身の状況から何らかの支援が必要な高齢者やその家族について、特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム長寿荘において支援を行い、サービスを提供しています。今後も緊急時の対応を行い、高齢者やその家族が安心して生活できるよう、事業の充実を図ります。

(2) 移送サービス事業

【事業の概要】

- 大滝・荒川地域においては、通院を目的とした移送サービス事業が行われています。また、福祉有償運送サービスでは、介護認定者や日常生活支援事業対象者の通院や買い物などの外出を支援しています。今後も利用状況やニーズに対応しながら、事業を推進します。

(3) あんしんサポートねっと

【事業の概要】

- 判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが安心して生活が送れるよう定期的に専門員が訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。社会福祉協議会と連携し事業の充実を図ります。

2 その他の在宅福祉事業

(1) 在宅要介護高齢者手当支給事業

【事業の概要】

■在宅要介護高齢者手当は、65歳以上で、要介護4または要介護5と認定された後6か月以上経過している方を対象に支給しています。今後も、引き続き事業を推進していきます。

支給状況	単 位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
各年 3.31 現在	延べ利用者数 (人)	374	461	455	341

(2) 敬老マッサージ事業

【事業の概要】

■敬老マッサージ事業は、はり・灸・マッサージの割引券を70歳以上の高齢者を対象に申請により交付しています。今後も、引き続き事業を推進していきます。

利用状況	単 位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
各年 3.31 現在	延べ利用者数 (人)	291	288	300	290

(3) 敬老入浴事業

【事業の概要】

■敬老入浴事業は、65歳以上の高齢者を対象に入浴券を申請により交付しています。今後も、引き続き事業を推進していきます。

利用状況	単 位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
各年 3.31 現在	延べ利用者数 (人)	3,412	3,138	2,906	3,412

(4) 緊急通報システム

【事業の概要】

■緊急通報システムは主にひとり暮らしの高齢者及び重度の障がい者を対象とし、緊急時に携帯用無線発信機または緊急通報用電話機から秩父消防本部へ通報するものです。毎年整備が進められ、令和4年度末現在で373台が設置されています。今後も、引き続き事業を推進していきます。

整備状況	単 位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
各年 3.31 現在	台数 (台)	402	392	368	373

(5) 配食サービス

【事業の概要】

■自分で食事の支度をすることが困難であり、同居の親族等から食事を受けられない状況にある高齢者等に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供し、併せて利用者の安否も確認できる配食サービスを実施しています。今後は事業内容や対象要件などの検討を図り、引き続き事業を推進していきます。

第3節 地域福祉活動の推進

1 担い手の育成

(1) 社会福祉協議会

【事業の概要】

- 社会福祉協議会は、秩父市における民間の福祉活動機関の中心として、市の委託事業などをはじめ様々な福祉事業を展開しています。今後も社会福祉協議会と市が連携し、地域福祉活動を担う地域住民主体の組織化とともに、地域住民の主体的参加による地域福祉活動の拡大や事業の充実を図りながら、多様な福祉サービスの展開を推進して活動を支援します。

(2) シルバー人材センター

【事業の概要】

- 高齢者への軽度生活援助や外出の付添いなど、シルバー人材センターが行う福祉的事業を積極的に支援しています。今後も身近できめ細かな地域福祉活動を担う組織として連携強化を図ります。

(3) 老人クラブ

【事業の概要】

- 老人クラブでは、高齢者の生活を豊かにし、生きがいを高めるための様々な事業を行っています。今後は、小地域におけるきめ細かい福祉活動の担い手として老人クラブ活動を支援するとともに、老人クラブへの参加促進と活動の多様化を進めます。

(4) ボランティア

【事業の概要】

- 社会福祉協議会内には秩父市ボランティアセンターが設置されており、ボランティア活動を希望する個人のサポートも行っています。また、啓発活動の推進により、市内の地域福祉活動を支えています。今後もボランティア活動の支援を進めるとともに、多様なボランティアの育成に努めます。また、それぞれが地域の中では地域福祉活動を支える重要な担い手でもあり、自治会の中で協力し合い、地域の特色ある活動を展開できるよう支援するとともに、ボランティア保険などのボランティアに関する相談窓口の周知を行います。

(5) NPO法人

【事業の概要】

- 市内には、福祉、保健、医療の活動を目的とするNPO法人が28団体登録され、高齢者の交流や障がい者のサポートを行っています。今後も活動を支援するとともに、連携を図り、地域福祉活動を推進します。

(6) 相談支援体制の充実

【事業の概要】

- 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援等を通じた継続的支援事業）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）について、関係部局と連携し体制の構築に向けて検討します。

第4節 施設サービス

1 入所施設の整備・活用

(1) 養護老人ホーム

【事業の概要】

■市内にある長寿荘は、蒔田地域にある福祉の拠点、複合型老人施設「ほのぼのマイタウン」の一部として運営しています。今後も、引き続き事業を推進します。

入所状況 各年3.31現在	区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	延べ利用者数（人）		48	50	45
	市外の養護（計）（人）	8	6	6	4

養護老人ホームの入所状況

区 分	所在地市町村	定員（人）	秩父市からの入所数（人）
長寿荘	秩父市	50	44
秩父荘	小鹿野町	50	3
ひとみ園	深谷市	120	1

(2) ケアハウス

【事業の概要】

■ケアハウスは、独立して生活することに不安のある高齢者が、自主性を尊重しながら心身ともに健やかに自立した生活を送るための入居施設です。市内には、ケアハウス「藤の郷」が整備されています。

入所状況	区 分	市内施設数 （か所）	定員数（人）	入居者（人）
	令和2年度	1	60	48
	令和3年度	1	60	45
	令和4年度	1	60	41
必要数	必要施設数（か所）		定員数（人）	
	1		60	

(3) 有料老人ホーム

【事業の概要】

■有料老人ホームは、入居者に対して食事の提供や日常生活上の必要な相談支援を行う施設です。介護保険法の特設施設入居者生活介護の指定を受けた施設では、「介護付き有料老人ホーム」として運営されています。市内には、シニアホーム武甲の郷、ケアホーム楓、シニアホーム宮杜、ガーデンハイム楓が整備されています。

入所状況	区分	市内施設数 (か所)	定員数(人)	入居者(人)	
				総数	市内からの 入居者
	令和2年度	4	124	121	102
	令和3年度	4	124	124	112
	令和4年度	4	124	114	104
必要数	必要施設数(か所)		定員数(人)		
	4		124		

(4) 生活支援ハウス

【事業の概要】

■生活支援ハウスは、独立して生活することに不安のあるひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯を対象に、居住部門に生活援助員が配置され、福祉サービスの利用や緊急時の対応を行い、高齢者が安心して健康に生活できるよう支援する施設です。

■市内に2か所の高齢者生活支援ハウス(定員30名)があり、それぞれ社会福祉法人に委託または指定管理で事業を行っています。

(5) サービス付き高齢者向け住宅

【事業の概要】

■サービス付き高齢者向け住宅は、安否確認と生活相談を受けながら生活できる高齢者向けの賃貸住宅です。介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設では、施設における介護サービスを受けることができます。

指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅は、多様な介護ニーズの受け皿となっており、その役割を果たせるよう、市としても各施設の空き状況や入居者の把握状況等に努め、必要に応じ県と連携しながら、特定施設入居者生活介護への移行を促します。また、未届けの施設等を確認した場合は、積極的に県へ情報提供する等、その質の確保を図ります。

(単位：人)

施設	令和5年5月1日現在の定員
特定施設入居者生活介護の指定を受けているサービス付き高齢者向け住宅	25
特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅	24

2 通所・利用施設の整備・活用

(1) 保健センター

【事業の概要】

■市では、健康づくり事業の拠点として、秩父・吉田・大滝・荒川保健センターが設置されており、母子保健事業・健康増進事業・精神保健事業・疾病予防事業・予防接種事業・健康づくり啓発事業等の保健事業を実施しています。引き続き健康増進の拠点となる保健センターの機能の充実を図ります。

(2) 地域包括支援センター

【事業の概要】

■地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等により高齢者の保健・医療・福祉・介護などの各種サービスの相談や要介護状態になる恐れのある方に、必要なサービスが受けられるようケアプランの作成を行うなど、地域における総合的なマネジメントの中核的な役割を担っています。

今後は以下の事業について、高齢者の在宅生活を支えるため、一層の充実を図り、また、地域包括ケアシステム推進のため、「在宅医療・介護連携の推進」や「認知症施策の推進」に取り組み、その他、ヤングケアラー（家族などの介護者）等への支援も推進します。

- a 介護予防ケアマネジメント事業
- b 一般介護予防事業
- c 在宅高齢者等の総合相談支援事業
- d 虐待や権利擁護に関する相談及び支援する権利擁護事業
- e 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- f 認知症総合支援事業

地域包括支援センター名	担当区域	職員数
秩父地域包括支援センター	旧秩父市	11
吉田地域包括支援センター	旧吉田町	2
大滝・荒川地域包括支援センター	旧大滝村・旧荒川村	2

※職員数は、令和5年11月1日現在の人数です。なお、会計年度任用職員も含まれます。

(3) 高齢者相談支援センター（在宅介護支援センター）

【事業の概要】

■高齢者相談支援センターは、委託により日常生活圏域ごとに設置し、介護家族への支援などの実施を進め、地域に密着した活動の充実を図ります。

高齢者相談支援センターでは、高齢者からの 24 時間相談業務、要介護高齢者等に関する実態把握及び福祉サービス等の啓発等を行います。また、包括支援センターや高齢者介護課との定期的な連絡調整を行い、地域の高齢者に対する支援体制をより強化していきます。

(4) 施設の整備・活用

【事業の概要】

■老人福祉センター（溪流荘）、福祉交流センター（影森・高篠）、高齢者憩いの家は、今後もふれあいと支え合いの心豊かな地域づくりのため、地域福祉活動及び地域住民との交流の拠点として活用を進めます。また、いきがいセンターは、筋肉トレーニング及び軽体操など適切な運動を行う介護予防の拠点として活用を進めます。

第5節 生きがいづくり・主体的活動への支援

1 生きがい活動の充実

(1) 敬老事業

【事業の概要】

■敬老事業では喜寿、米寿、白寿を迎えた方への敬老祝金、100歳到達者、金婚者などに祝品の給付を行っています。敬老会については、旧市内と荒川地域では町会との共催で開催しています。また吉田地域、大滝地域の敬老会は、各総合支所と社会福祉協議会が共催で、地域ごとに開催しています。今後は事業の検討を行いながら、引き続き、事業を実施します。

(2) 生涯学習活動

【事業の概要】

■中央公民館をはじめとして、各地区公民館において様々な講座やクラブが開催されています。公民館の整備により活動内容の充実を図りながら、今後も高齢者の多様な学習ニーズの把握に努め、新たな参加者や講座の開拓を進めます。

講座・学級等 開設状況（令和4年度）	募集人員 （人）	実施回数 （回）	参加人数 （人）	延べ人数 （人）
わくわくライフデザイン	70	18	59	673
健康体操教室	60	32	40	883
わかば民踊クラブ	30	35	8	247
寿卓球クラブ	60	38	64	958

(3) スポーツ・レクリエーション活動

【事業の概要】

■高齢者の生きがいや健康づくりの場として、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が、一緒にプレーできる生涯スポーツ「ペタンク」を、引き続き、推進していきます。また、コミュニティや健康づくりの推進のため、様々なニーズに合った生涯スポーツの普及と身近なスポーツ・レクリエーションの場を確保し、健康で充実した生活が送れるよう努めます。

(4) 高齢者生きがいと居場所づくり事業（とちの木カフェ）

【事業の概要】

■大滝地域にお住まいの、概ね65歳以上の住民を中心に、生きがいづくりや、仲間づくりの輪を広げる交流の場所として、「気軽に・楽しく・無理なく・自由に」をモットーに、社会福祉協議会へ事業委託して実施しています。

高齢者の引きこもりや寝たきりの予防を図り、できるだけ長く、自立した生活を続けるサポートができるよう、レクリエーションや、健康づくりのための事業をおこなっています。

また、「とちの木カフェ」を大滝管内で定期的に巡回して開催することで、なかなか会場まで足を運べない方にも参加いただける機会を提供しています。

高齢者が住み慣れた場所で、安心安全に暮らしていけるよう、今後も地域での支え合い体制を推進していきます。

2 就労機会の充実

(1) シルバー人材センター

【事業の概要】

■シルバー人材センターの事業内容としては、高齢者への臨時的かつ短期的または軽易な業務に係る就業機会の提供のほか、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施などを行っています。今後も高齢者の能力開発の推進と技能や経験、知識を還元できる就業機会の確保を一層支援します。

シルバー人材センター の状況	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会員数（人）	737	763	760	729
男	491	508	504	486
女	246	255	256	243
契約件数	3,135	2,855	2,881	2,846
延べ就業者数（人）	72,375	67,084	68,981	69,573

(2) 就労支援の推進

【事業の概要】

■埼玉労働局やハローワーク秩父と連携し、秩父市地場産業センター3階に「ジョブプラザちぶ」を設置しています。職業相談・紹介、内職相談・あっせんを行う他、求職者本人がパソコンによる求人検索を行うことができ、求職者支援セミナー等の開催もしています。今後も働きたい方への支援を推進するとともに、利用者増加のための周知を行います。また、厚生労働省からの委託事業「地域雇用活性化推進事業」を実施し、年齢に関わりなく活躍ができる環境整備を推進します。

3 自主的活動・地域交流の推進

(1) 老人クラブ活動

【事業の概要】

- 各単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に対して、活動の補助を行っています。老人クラブの会員数、加入率ともに減少傾向となっています。高齢者が気軽に参加でき、活動内容の充実したクラブに発展させ、併せて介護予防を図るため、引き続き老人クラブの自主的活動を支援します。

老人クラブの活動状況	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
単位クラブ数	74	72	70	68
会員数	5,662	5,432	5,124	4,791
活動延べ月数	12	12	12	12
60歳以上人口(人)	24,992	25,032	25,006	24,899
クラブ加入率(%)	22.7	21.7	20.5	19.2

(2) 高齢者生きがいと健康づくり事業の推進

【事業の概要】

- 市の委託事業で秩父市老人クラブ連合会が行う伝統文化公演会等を開催して高齢者の生きがいづくりや閉じこもり防止の事業を展開しています。その他にも各支部ごとに演芸会等を開催したり、豊島区との交流親善輪投げ大会を開催しています。今後も高齢者の積極的な参加を推進します。

(3) コミュニティ活動

【事業の概要】

- 地域福祉の推進には、地域住民が地域の問題を受け止め、課題解決を図り、助け合い、支え合って地域社会の実現を図ることが重要です。市や秩父市社会福祉協議会とともに、町会役員や各種委員が地域の方々の日頃からの見守りや声かけ活動等を通して、高齢者世帯等（一人暮らし、高齢者世帯、障がい者世帯）の見守りを必要とする方の異変を早期に発見し、関係機関に通報して医療や福祉につなげていく「ふれあいコール事業」の実施により、温もりのある福祉を感じる環境づくりを推進します。
また、敬老会の開催について推進します。

第6節 高齢者が安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

1 緊急時の支援

(1) 防災・感染症対策の充実

■災害に強いまちづくりの推進

高齢者をはじめ災害時における避難行動要支援者に対し、「秩父市地域防災計画」に基づき、避難体制整備を推進していきます。

■事業所等と連携した防災・感染症対策

介護事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施していきます。

■必要物資の備蓄

関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備を検討します。

■応援体制の構築

埼玉県、他市町村、関係団体等と連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築に向けて検討します。

(2) 急病時等救急体制

【事業の概要】

■急病時等の救急医療体制は、秩父郡市医師会の休日診療所と在宅当番医療機関による初期救急医療体制、病院群輪番制病院による二次救急医療体制で診療にあたります。関係機関と連携し、秩父地域救急医療体制の維持・充実に努めます。

■毎月の市報ちちぶに「休日急患当番医」を掲載するほか、24時間年中無休で急な病気やけがについて相談対応する「埼玉県救急電話相談#7119」の周知を図ります。

■ひとり暮らし高齢者世帯等に個人の医療情報等を記入し、緊急時に備える「救急医療情報キット」を配布しています。これは、緊急時に消防隊員が迅速に救急活動ができるように医療キットにあらかじめ緊急連絡先や医療などの情報を記入しておき、決められた場所に保管することで万一の緊急時に備えるものです。

2 都市環境の整備

(1) 安全・安心に住み続けられるまちづくり

【事業の概要】

- 公共施設への多目的トイレの設置など高齢者や障がい者が利用しやすい施設整備、改善を進めています。また、市民だけでなく、札所めぐりなどで市内を来訪して散策する高齢者も多く、歩道の整備や段差の解消、道路付属物（ガードレール等）の整備など、安全な道路環境や施設整備を行っています。今後も「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づいた施設整備を進め、高齢者が安心・安全に住み続けられるまちづくりを進めます。

(2) 安心して暮らせる住まいづくり

【事業の概要】

- 秩父市市営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の居住性向上や長寿命化を目的とした改善を行い、安心して暮らせる住まいづくりを推進します。

(3) 公共交通サービスの確保・充実

【事業の概要】

- 高齢者など住民の移動手段の確保や公共交通の利用促進を図ることは、超高齢化社会への対応など秩父地域全体で考えていく必要があります。今後も鉄道会社・バス会社との連携による利便性向上、乗合タクシー（デマンドタクシー）の更なる活用や新たな移動支援サービスの導入検討など、誰もが利用しやすく高齢者にやさしい公共交通の実施を目指します。

(4) 商業・文化・公共施設の改良・整備

【事業の概要】

- 高齢者にも生活しやすいまちづくりを目指し、にぎわいのある街を再生するため、バリアフリー対応でゆとりある歩行空間の確保や、街なかでの生鮮食料品の販売機能の充実、町屋・蔵づくりの歴史ある建築物など地域資源を活用した秩父らしいまちづくりを推進します。
- また、みやのかわ商店街振興組合が「ほっとすぽっと秩父館」内に事務局を置き、元気な高齢者が有償ボランティアにより援助の必要な高齢者を支える「ボランティアバンクおたすけ隊」の充実を図っています。
- 今後も「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、金融機関、商業施設など民間施設の整備についてもバリアフリー化が積極的に導入されるよう働きかけを行います。

(5) 交通安全教育

【事業の概要】

- 交通安全教育の一環として実施している交通安全教室について、今後も受講者により理解していただくよう内容の充実を図っていきます。特に交通ルールの順守や夜間外出時の反射材の着用など、自身の身を守る行動の大切さを訴えていきます。また、「高齢者世帯訪問」や「集客施設での啓発活動」などを引き続き行い、警察や関係団体などと連携を図りながら、今後も高齢者に対応した交通安全教育の一層の充実を目指します。

第6章 介護保険サービス等の推進

サービスの量の見込みを定める際には、サービス利用に際した地域間の移動や、住民のサービス利用の在り方も含めた地域特性や県による老人福祉圏域内の広域調整を踏まえ設定するとともに、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、老朽化した施設の建て替えや必要な修繕を計画的に行うとともに、中長期的な人口構造の変化の見通しを踏まえながら、必要な介護サービスが提供されるよう、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、地域を支えるという視点で整備を検討していきます。

また、在宅サービスの充実を図る観点から、例えば在宅生活における必要なサービスに柔軟に対応しやすい地域密着型サービスの地理的配置バランスも勘案した整備などを考慮しながら、必要なサービスの種類ごとの量を見込みます。

さらに、居宅要介護者の生活を支えるため、訪問リハビリテーション等の普及をはじめ、居宅介護サービスの充実が重要です。

なお、第9期計画期間（令和6年度～8年度）及び中長期的なサービスの見込みにあたっては、在宅医療の整備状況や整備目標を勘案してサービス量を見込むこととしました。

第1節 介護保険サービス

1 居宅サービス・介護予防サービス

(1) 訪問介護

【事業の概要】

■訪問介護は、介護福祉士等の訪問介護員等が、居宅を訪問して、できるだけ居宅で自立した日常生活を営めるよう、入浴や排せつ、食事等の介護、調理や洗濯等の家事など日常生活の支援を行うサービスです。

■利用者数は減少傾向ですが、今後のニーズを考慮し、令和8年度には4,992人/66,124回のサービスを見込んでいます。令和5年11月現在、16か所の事業者が指定されています。

利用実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	居宅サービス		延利用回数(回)	71,652	72,728	65,527
		延利用人数(人)	5,233	5,234	4,968	
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	居宅サービス		延利用回数(回)	64,937	65,680	66,124
		延利用人数(人)	4,968	4,980	4,992	4,896

※令和5年度は、令和5年9月までの実績から推計しています。(以下、すべて同じ)

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

【事業の概要】

■訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護は、要介護者や要支援者を対象に、居宅に入浴車等で訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

■居宅サービスの利用者数はやや減少傾向ですが、介護予防サービスは令和4年度より利用があるので、令和8年度には324人/1,519回、24人/72回を見込んでいます。

利用実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	居宅サービス	延利用回数(回)	2,076	1,843	1,486
		延利用人数(人)	409	382	324
	介護予防サービス	延利用回数(回)	0	17	67
延利用人数(人)		0	5	24	

見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	居宅サービス	延利用回数(回)	1,519	1,519	1,519	1,319
		延利用人数(人)	324	324	324	288
	介護予防サービス	延利用回数(回)	72	72	72	72
延利用人数(人)		24	24	24	24	

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

【事業の概要】

■訪問看護は、訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行い、できるだけ居宅で自立した日常生活が営めるよう支援し、心身の機能の維持回復を目指すサービスです。

■介護予防訪問看護は、要支援者を対象に基礎疾患を抱えつつ廃用症候群（生活不活発病）の状態にある方への対策として、利用者の基礎疾患の管理を在宅で行い、可能な限り居宅で自立した生活ができるよう支援し、生活機能の維持向上を目指すサービスです。

■延利用回数は居宅サービス、介護予防サービスともに増減を繰り返しており、令和8年度にはそれぞれ2,700人/15,001回、588人/3,180回のサービスを見込んでいます。令和5年11月現在、5か所の事業者がサービス提供指定業者として指定されていますが、今後医療ニーズの高い高齢者が増加することが予想され、新たな事業者の誘致や既存の医療機関等の協力を得ながら、安定的なサービス提供に努めていきます。

利用実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	居宅サービス	延利用回数(回)	14,653	14,393	14,537
		延利用人数(人)	2,428	2,471	2,592
	介護予防サービス	延利用回数(回)	3,124	2,368	2,881
延利用人数(人)		582	530	564	

見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	居宅サービス	延利用回数(回)	14,645	14,999	15,001	13,651
		延利用人数(人)	2,640	2,700	2,700	2,532
	介護予防サービス	延利用回数(回)	3,079	3,130	3,180	3,170
延利用人数(人)		564	576	588	600	

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

【事業の概要】

- 訪問リハビリテーションは、理学療法士・作業療法士等が居宅に訪問して、できるだけ居宅で自立した日常生活が営めるよう、心身の機能の維持・回復のためのリハビリテーションを行うサービスです。
- 介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者を対象に可能な限り居宅で自立した日常生活を営めるよう、日常生活を想定して利用者の生活機能を向上させるための機能訓練等を在宅で行うサービスです。
- 利用者数は居宅サービス、介護予防サービスともに増加傾向にあり、令和8年度にはそれぞれ1,320人/13,306回、660人/5,330回のサービスを見込んでいます。

利用実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	居宅サービス	延利用回数(回)		10,592	12,702	13,270
延利用人数(人)			948	1,203	1,296	
介護予防サービス	延利用回数(回)		4,733	5,257	5,161	
	延利用人数(人)		460	588	612	

見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
	居宅サービス	延利用回数(回)		13,396	13,306	13,306	12,858
		延利用人数(人)		1,332	1,320	1,320	1,284
	介護予防サービス	延利用回数(回)		5,227	5,227	5,330	4,970
延利用人数(人)			648	648	660	636	

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

【事業の概要】

- 居宅療養管理指導は、できるだけ居宅で自立した日常生活が営めるよう、医師、歯科医師、薬剤師等が療養上の管理と指導、情報提供を行うものです。
- 介護予防居宅療養管理指導は、要支援者を対象に可能な限り居宅で自立した日常生活を営めるよう、日常生活を想定して利用者の生活機能を向上させるための療養指導、栄養指導、口腔清掃等を行うサービスです。
- 利用者数は居宅サービスで増加傾向、介護予防サービスで減少後増加傾向にあり、令和8年度にはそれぞれ1,668人、228人のサービスを見込んでいます。

利用実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	居宅サービス	延利用人数(人)		1,528	1,546	1,584
介護予防サービス	延利用人数(人)		180	166	216	

見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	居宅サービス	延利用人数(人)	1,632	1,668	1,668	1,776
	介護予防サービス	延利用人数(人)	228	228	228	240

(6) 通所介護（デイサービス）

【事業の概要】

- 通所介護は、できるだけ居宅で自立した生活を営めるよう、デイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供と、介護や生活上の相談や助言、健康状態の確認等、日常生活の支援と機能訓練を受けられるサービスです。
- 利用者数は、減少後概ね増加傾向であり、令和8年度には6,408人/62,725回のサービスを見込んでいます。令和5年11月現在、11か所のデイサービスセンター（利用定員19人以上）で提供されています。

利用実績	区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	居宅サービス		延利用回数（回）	68,508		64,631		62,107
		延利用人数（人）	6,331		6,184		6,384	
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度		
	居宅サービス	延利用回数（回）	63,124	62,670	62,725	59,334		
		延利用人数（人）	6,384	6,396	6,408	6,156		

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

【事業の概要】

- 通所リハビリテーションは、できるだけ居宅で自立した日常生活が営めるよう、介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを受けるサービスです。
- 介護予防通所リハビリテーションは、要支援者を対象に可能な限り居宅で自立した日常生活が営めるよう、日常生活を想定して運動療法や作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを短期集中的に施設で行うサービスです。
- 利用者数は居宅サービス、介護予防サービスともに増加傾向となっており、令和8年度にはそれぞれ3,216人/23,875回、1,512人のサービスを見込んでいます。令和5年11月現在、3か所の事業者が指定されています。

利用実績	区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	居宅サービス	延利用回数（回）	22,802		22,455		23,778	
		延利用人数（人）	2,886		3,048		3,192	
介護予防サービス	延利用人数（人）	1,222		1,245		1,392		
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度		
	居宅サービス	延利用回数（回）	24,026	23,959	23,875	25,285		
		延利用人数（人）	3,240	3,228	3,216	3,456		
	介護予防サービス	延利用人数（人）	1,464	1,488	1,512	1,572		

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

【事業の概要】

- 短期入所生活介護は、できるだけ居宅で自立した日常生活を営めるよう、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、食事、入浴、排せつなどの介護サービスや機能訓練を受けるサービスです。介護予防短期入所生活介護は、要支援者を対象に可能な限り居宅で日常生活が営めるよう、退所後の日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に、施設に短期入所し集中的に行うサービスです。
- 短期入所療養介護は、できるだけ居宅で自立した日常生活が営めるよう、介護老人保健施設（老人保健施設）や介護療養型医療施設（療養病床）に短期間入所し、看護、医学的管理のもとに介護や機能訓練等を受けるサービスです。介護予防短期入所療養介護は、要支援者を対象に可能な限り居宅で自立した日常生活が営めるよう、利用者の基礎疾患を管理しつつ日常生活を想定した廃用症候群（生活不活発病）対策としての機能訓練を中心に施設に短期入所し行うサービスです。
- 短期入所生活介護の利用者数は居宅サービス、介護予防サービスともに増減を繰り返しており、令和8年度にはそれぞれ2,316人/26,760日、72人/410日を見込んでいます。短期入所療養介護の利用者数も同様の傾向となり、令和8年度には居宅サービスで228人/2,448日を見込んでいます。令和5年11月現在、短期入所生活介護で7か所、短期入所療養介護で2か所の事業者が指定されています。

利用実績	区 分		単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	短期入所生活介護	居宅サービス	延利用日数(日)	28,498	25,081	26,525
延利用人数(人)			2,180	2,053	2,196	
介護予防サービス		延利用日数(日)	333	327	396	
		延利用人数(人)	58	72	60	
短期入所療養介護	居宅サービス	延利用日数(日)	2,484	1,943	2,426	
		延利用人数(人)	272	190	216	
	介護予防サービス	延利用日数(日)	0	3	0	
		延利用人数(人)	0	1	0	

見込量	区 分		単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	短期入所生活介護	居宅サービス	延利用日数(日)	26,304	26,520	26,760	28,440
延利用人数(人)			2,268	2,292	2,316	2,460	
介護予防サービス		延利用日数(日)	410	410	410	410	
		延利用人数(人)	72	72	72	72	
短期入所療養介護	居宅サービス	延利用日数(日)	2,448	2,448	2,448	2,444	
		延利用人数(人)	228	228	228	228	
	介護予防サービス	延利用日数(日)	0	0	0	0	
		延利用人数(人)	0	0	0	0	

(9) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

【事業の概要】

- 特定施設入居者生活介護は、介護保険法に基づく指定を受けて、有料老人ホーム・ケアハウス等で一定の計画に基づいて提供される、入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練を行うものです。
- 介護予防特定施設入居者生活介護は、入居する要支援者を対象に日常生活を想定して筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に行うサービスです。
- 利用者数は居宅サービスで増加傾向、介護予防サービスではやや減少傾向となっており、令和8年度にはそれぞれ1,608人、240人のサービスを見込んでいます。
- 令和5年11月現在、5施設124人分が整備されています。

利用実績	区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	居宅サービス	延利用人数(人)		1,480		1,555	
介護予防サービス	延利用人数(人)		254		250		240
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
	居宅サービス	延利用人数(人)	1,608	1,608	1,608	1,752	
	介護予防サービス	延利用人数(人)	240	240	240	252	

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

【事業の概要】

- 福祉用具貸与は、できるだけ居宅で自立した日常生活が営めるよう、日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具(厚生労働大臣が定めるもの)を貸与するサービスです。
- 介護予防福祉用具貸与は、要支援者を対象に可能な限り居宅で自立した日常生活を営めるよう、利用者の生活機能の状態を踏まえ福祉用具のうち生活機能の向上に必要なものの貸与を行うサービスです。
- 利用者数は居宅サービスでは増加傾向、介護予防サービスでは減少後増加傾向となっており、令和8年度にはそれぞれ11,484人、4,260人のサービスを見込んでいます。令和5年11月現在、4か所の事業者が指定されております。

利用実績	区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	居宅サービス	延利用人数(人)		10,624		11,237	
介護予防サービス	延利用人数(人)		4,241		4,108		4,260
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
	居宅サービス	延利用人数(人)	11,328	11,400	11,484	11,688	
	介護予防サービス	延利用人数(人)	4,332	4,308	4,260	4,392	

(11) 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

【事業の概要】

- 特定福祉用具購入は、福祉用具のうち貸与になじまない入浴や排せつのための用具（厚生労働大臣が定めるもの）の購入費を支給するサービスです。
- 特定介護予防福祉用具購入は、要支援者を対象に利用者の生活機能の状態を踏まえ、福祉用具のうち生活機能の向上に必要な福祉用具の購入費を支給するサービスです。
- 利用者数は居宅サービスで増加傾向、介護予防サービスでは増加後減少傾向となっており、令和8年度にはそれぞれ228人、60人のサービスを見込んでいます。令和5年11月現在、3か所の事業者が指定されております。

利用実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	居宅サービス	延利用人数(人)	182	204	204	
介護予防サービス	延利用人数(人)	73	83	60		
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	居宅サービス	延利用人数(人)	228	228	228	228
介護予防サービス	延利用人数(人)	60	60	60	60	

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

【事業の概要】

- 住宅改修は、在宅の要介護者が手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り替えなどの住宅改修を行った場合に、その費用を補助するものです。
- 介護予防住宅改修は、要支援者を対象に利用者の生活機能の状態を踏まえ、住宅改修のうち生活機能の向上に必要なものの改修を行った場合にその費用を補助するものです。適切な住宅改修を推進するため、住宅改修理由書等の作成補助などの相談体制の充実や事業内容のPRを進めます。
- 利用者数は、令和8年度で、それぞれ132人、60人のサービスを見込んでいます。

利用実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	居宅サービス	延利用人数(人)	132	121	132	
介護予防サービス	延利用人数(人)	81	64	60		
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	居宅サービス	延利用人数(人)	132	132	132	120
介護予防サービス	延利用人数(人)	60	60	60	60	

(13) 居宅介護支援・介護予防支援

【事業の概要】

- 居宅介護支援は、在宅サービス等を適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を受けて、利用するサービスの種類・内容等の介護計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス提供確保のために事業者等との連絡調整、施設への紹介等を行うサービスです。
- 介護予防支援は、要支援者が介護予防サービスやその他の介護予防に資する保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用することができるように、地域包括支援センターの職員、又は委託を受けた介護支援専門員等が依頼に応じて各人にあった「介護予防ケアプラン」を作成するとともに、計画に基づいて介護予防サービス等の提供が確保されるよう事業者等との連絡調整を行うサービスです。
- 利用者数は居宅介護支援では増加傾向、介護予防支援では減少後増加傾向となっており、令和8年度にはそれぞれ18,156人、5,844人のサービスを見込んでいます。令和5年11月現在、25か所の事業者が指定されています。

利用実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	居宅サービス	延利用人数（人）	17,099	17,680	17,796	
介護予防サービス	延利用人数（人）	5,556	5,474	5,652		
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	居宅サービス	延利用人数（人）	18,000	18,036	18,156	17,580
	介護予防サービス	延利用人数（人）	5,796	5,856	5,844	5,736

2 地域密着型サービス

高齢者が介護を受ける状態になっても、その人らしい生活を自分の意思で送ることを可能とする「高齢者の尊厳を支えるケア」の確立が求められています。

また、環境変化の影響を受けやすい認知症高齢者を含む高齢者が、介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、支援する体制の整備が必要となります。

このことから、地理的条件や日常生活のつながり等を考慮した上で中学校区ごとに9か所の日常生活圏域（P24 参照）を設定しました。きめ細かなサービス提供体制の整備により、要介護者が住み慣れた地域で生活できるよう、24 時間体制で支えるという観点から要介護者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるサービスです。

様々な介護ニーズ に柔軟に対応できるよう既存資源等を活用した複合型サービスの整備について検討します。

また、地域密着型サービスの見込みを定める際には、広域調整を踏まえることが必要であることから、指定の事前同意等による広域利用等の検討を行います。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業の概要】

■重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

■医療療養病床からの転換や介護離職防止の観点を含め、令和8年度に264人のサービスを見込んでいます。

■令和5年11月現在、1つの事業所がサービス提供を行っています。

利用実績	区分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	地域密着型サービス	延利用人数（人）	70	109	240	
見込量	区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	地域密着型サービス	延利用人数（人）	264	264	264	240

(2) 夜間対応型訪問介護

【事業の概要】

■要介護者ができるだけ居宅で自立した生活が営めるよう介護福祉士等の訪問介護員等が、夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて居宅で入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援などを行います。

■令和5年度は、実績がなかったため、第9期期間は見込みません。

■令和5年11月現在、1つの事業所がサービス提供を行っています。

利用実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	地域密着型サービス	延利用人数(人)	15	12	0	
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	地域密着型サービス	延利用人数(人)	0	0	0	0

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

【事業の概要】

■認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者ができるだけ居宅で自立した日常生活を営めるようにデイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、生活上の相談や助言、健康状態の確認、機能訓練を受けるサービスです。介護予防認知症対応型通所介護は、要支援者を対象に軽度の認知症がある方で廃用症候群（生活不活発病）の状態にある方について、可能な限り居宅で自立した生活が営めるように、日常生活を想定しつつ介護予防を目的とし、通所系サービスに通うなどして機能訓練を中心に行うサービスです。

■利用者数は令和5年度以降増加傾向を見込み、令和8年度には228人/1,633回のサービスを見込んでいます。

■令和5年11月現在、2つの事業所がサービス提供を行っています。

利用実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	地域密着型サービス	延利用回数(回)	1,620	1,370	1,596	
		延利用人数(人)	164	131	204	
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	地域密着型サービス	延利用回数(回)	1,583	1,583	1,633	1,990
		延利用人数(人)	216	216	228	264

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

【事業の概要】

■小規模多機能型居宅介護は、できるだけ居宅で自立した生活が営めるように、要介護者の様態や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援や生活上の相談や助言、健康状態の確認、機能訓練を行うサービスです。介護予防小規模多機能型居宅介護は、可能な限り居宅で自立した生活が営めるように、要支援者の様態や希望に応じてサービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を受けることのできるサービスです。

■利用者数は地域密着型サービスでは減少後増加傾向、介護予防地域密着型サービスでは減少傾向となっており、令和8年度には1,140人、72人のサービスを見込んでいます。

■令和5年11月現在、7つの事業所がサービス提供を行っています。

利用実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	地域密着型サービス	延利用人数(人)	1,098	1,056	1,104	
介護予防地域密着型サービス	延利用人数(人)	101	79	60		
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	地域密着型サービス	延利用人数(人)	1,128	1,140	1,140	1,200
	介護予防地域密着型サービス	延利用人数(人)	60	60	72	72

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

【事業の概要】

■認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が少人数で共同生活を送るもので、入浴や排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援者であって認知症である方について、日常生活を想定し、介護予防を目的として、機能訓練を中心に食事等の介護、日常生活上の支援などを行うサービスです。

■利用者数は地域密着型サービスで概ね横ばいとなっており、令和8年度には1,344人のサービスを見込んでいます。

■令和5年11月現在、市内に5施設72人分が設置されています。

利用実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	地域密着型サービス	延利用人数(人)	1,320	1,343	1,320	
	介護予防地域密着型サービス	延利用人数(人)	22	0	0	
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	地域密着型サービス	延利用人数(人)	1,332	1,344	1,344	1,536
	介護予防地域密着型サービス	延利用人数(人)	0	0	0	0
必要数	区分		必要施設数(か所)		定員数(人)	
	対象となる地域名	秩父第一中学校区	1	18		
		秩父第二中学校区	0	0		
		尾田蒔中学校区	0	0		
		大田中学校区	1	18		
		高篠中学校区	1	9		
		影森中学校区	0	0		
		吉田中学校区	1	9		
		(旧)大滝中学校区	0	0		
		荒川中学校区	1	18		

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

【事業の概要】

■介護保険法に基づく指定を受けて、有料老人ホーム・ケアハウス等で、一定の計画に基づいて提供される、入浴や排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。

■令和5年11月現在、市内に施設は設置されていません。

	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
		必要施設数(か所)	定員数(人)	必要施設数(か所)	定員数(人)	必要施設数(か所)	定員数(人)	
必要数	対象となる地域名	秩父第一中学校区	0	0	0	0	0	0
		秩父第二中学校区	0	0	0	0	0	0
		尾田蒔中学校区	0	0	0	0	0	0
		大田中学校区	0	0	0	0	0	0
		高篠中学校区	0	0	0	0	0	0
		影森中学校区	0	0	0	0	0	0
		吉田中学校区	0	0	0	0	0	0
		(旧)大滝中学校区	0	0	0	0	0	0
		荒川中学校区	0	0	0	0	0	0

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【事業の概要】

- 定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者が、入浴、排せつ食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を受けるサービスです。
- 令和8年度には 720 人のサービスを見込んでいます。

利用実績	区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	地域密着型サービス	延利用人数(人)		706		702		720
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度		
	地域密着型サービス	延利用人数(人)	720	720	720	816		
必要数	必要施設数(か所)			定員数(人)				
	2			58				
必要数	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
		必要施設数(か所)	定員数(人)	必要施設数(か所)	定員数(人)	必要施設数(か所)	定員数(人)	
	対象となる地域名	秩父第一中学校区	1	29	1	29	1	29
		秩父第二中学校区	0	0	0	0	0	0
		尾田蒔中学校区	0	0	0	0	0	0
		大田中学校区	0	0	0	0	0	0
		高篠中学校区	0	0	0	0	0	0
		影森中学校区	0	0	0	0	0	0
		吉田中学校区	0	0	0	0	0	0
		(旧)大滝中学校区	0	0	0	0	0	0
荒川中学校区	1	29	1	29	1	29		

なお、令和5年11月現在、市内には2施設が整備されています。

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

【事業の概要】

■看護小規模多機能型居宅介護は、通所介護を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護、訪問看護を受けることができるサービスであり、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能となります。

■介護離職防止の観点を含め、令和8年度に84人のサービスを見込んでいます。

■令和5年11月現在、1つの事業所がサービス提供を行っています。

利用実績	区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	地域密着型サービス	延利用人数(人)		86		93	
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
	地域密着型サービス	延利用人数(人)	84	84	84	84	

(9) 地域密着型通所介護

【事業の概要】

■令和5年11月現在、16か所の事業所がサービス提供を行っています。

■利用者は増加しており、令和8年度には3,900人/35,123回のサービスを見込んでいます。

利用実績	区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	居宅サービス	延利用回数(回)		36,829		35,047		34,669
		延利用人数(人)		4,090		4,050		3,876
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度		
	居宅サービス	延利用回数(回)	34,921	35,022	35,123	34,066		
		延利用人数(人)	3,876	3,888	3,900	3,780		

3 施設サービス

施設サービスは、介護サービス需要の見込みに合わせて過不足ない整備が必要であり、県による広域調整を踏まえ、既存施設の有効活用等による効率的な整備を検討していきます。

介護老人福祉施設のサービス見込み量について、特例入所も含め地域の実情を踏まえた適切な運用を前提とする設定が適当です。

今後は、居宅要介護者の生活を支えるため、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ることが重要です。

また、小規模特養のあり方を議論するなどして、地域における必要な介護サービス提供が継続されるよう必要な取組を進めていくことが必要です。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【事業の概要】

■要介護者を対象として、特別養護老人ホームにおいて、入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活や療養の支援、機能訓練、健康管理を行うサービスです。

■施設入所者はやや減少傾向となっており、令和8年度に6,108人を見込んでいます。

■令和5年11月現在、市内に6施設460（延5,520）人分が整備されています。

利用実績	区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設サービス	延利用人数（人）	6,173	6,131	6,108			
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度		
	施設サービス	延利用人数（人）	6,108	6,108	6,108	5,976		

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

【事業の概要】

■看護・医学的管理の下に、介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うサービスです。居宅における生活への復帰を目指す施設で、原則として要介護者が入所対象者となります。

■施設入所者は増加しており、令和8年度には2,820人を見込んでいます。

■令和5年11月現在、2施設200（延2,400）人分が整備されています。

利用実績	区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設サービス	延利用人数（人）	2,572	2,741	2,820			
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度		
	施設サービス	延利用人数（人）	2,820	2,820	2,820	2,952		

(3) 介護医療院

【事業の概要】

■長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

■施設入所者はやや減少傾向となっており、令和8年度には12人を見込んでいます。

利用実績	区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	施設サービス	延利用人数(人)	11	15	12	
見込量	区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	施設サービス	延利用人数(人)	12	12	12	12

4 サービス利用の推進

(1) 介護給付の適正化

介護給付適正化事業について、市の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用し、効果等が期待される帳票を優先して点検を行うとともに、国保連合会への委託等を検討していくことが重要であり、取組状況を公表することを検討します。

また、地域差改善や介護給付費の適正化に向けて県と議論を行い、今後の計画に反映させるよう検討を行います。

① 認定調査の適正化

要介護認定は、全国一律の基準に基づき、適切かつ公平に運営される必要があるため、適正な実施が行われるよう、要介護認定調査員に対して県等で開催される研修への参加を促していきます。また、認定調査の精度を確保するため、委託で実施された認定調査について、誤った定義に基づいて調査が行われていないか事後点検を行い、より統一的な判断基準を持つよう努めていきます。また、要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、審査の簡素化・効率化の取組について検討します。

【見込値】

項目	見込み			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護認定調査の実施	3,500件	3,500件	3,500件	3,500件
研修会への参加	20人	20人	20人	20人
認定調査票の点検の実施	1,200件	1,200件	1,200件	1,200件

② ケアプランチェックの実施

介護保険制度の根幹をなすケアマネジメントの適正化を図るため、利用者の自立支援のためのケアプランの作成がなされているかどうか、国が示すケアプランチェックマニュアルなどに基づき、対面でのケアプランチェックを実施していきます。

【見込値】

項目	見込み			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
ケアプランチェックの実施件数	20件	20件	20件	20件

③介護給付適正化システムの活用

介護保険制度における不適切な給付の抑制を図るため、埼玉県国民健康保険団体連合会から提供される給付適正化情報（医療情報との突合、縦覧点検など）を活用して、不適切な給付の発見及び事業所の指導を行っていきます。

【見込値】

項目	見込み			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
縦覧点検・医療情報との突合	3,200件	3,200件	3,200件	3,200件

④住宅改修・福祉用具給付の点検

住宅改修については、適正な改修が行われているか事前・事後に写真等の確認や訪問調査等を実施していきます。また、福祉用具購入については、申請時に事由等の調査ケアプランにより確認を行い、貸与についても軽度者への福祉用具貸与の例外給付の確認などにより、適正化を図っていきます。

【見込値】

項目	見込み			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
住宅改修の点検	200件	200件	200件	200件
福祉用具購入・貸与調査	300件	300件	300件	300件
国民健康保険団体連合会のデータを活用した軽度者への福祉用具貸与の点検	1,500件	1,500件	1,500件	1,500件

(2) 住宅改修理由書の作成補助

【事業の概要】

- 居宅介護支援及び介護予防支援を受けていない要介護者・要支援者に対し、指定居宅介護支援事業者が行う住宅改修理由書作成業務について手数料を支給し、介護支援専門員を支援します。

(3) 受領委任制度の推進

【事業の概要】

- 住宅改修費の支給について、利用者の一時立て替えの負担軽減を図ります。今後も、引き続き、制度を推進します。

(4) 介護サービス事業者への支援

【事業の概要】

- 多様化する介護サービスを支えるには人材確保が不可欠であり、少子高齢化により、人材不足が懸念されています。今後も必要なマンパワーが確保できるよう、事業者を支援するとともに、介護保険制度はもとより、多職種連携の研修会の開催や、実務者研修等の実施について、県や関係機関へ要望していきます。
また、介護人材確保に向けて、県等が行う介護人材確保・定着推進事業を推奨し、県と連携して人材不足の解消を目指してまいります。
- 本地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備の検討や人材確保の観点からの共生型サービスを活用することが重要です。
- ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組を推進するとともに、将来的には、文書負担の軽減について、標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化を踏まえた取組や、地域密着型サービスの広域利用時の複数市町村への申請手続きにかかる負担を軽減する取組等について検討します。
- 介護の経営の大規模化・協働化により、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用することも有効な手段の一つであるため、これらのことについて情報提供を行うとともに、介護情報基盤の整備を検討します。
- 災害や感染症に対する業務継続計画(BCP)の策定が義務付けられることから、事業者に対しての助言や支援を検討します。

第2節 介護保険事業費の見込み

令和6年度～令和8年度及び令和22年度の介護給付費、予防給付費の見込み額は、以下のとおりとなっています。

■居宅・地域密着型・施設サービス給付費の推計

単位：千円

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス	訪問介護	192,911	195,480	196,869	185,037
	訪問入浴介護	18,955	18,979	18,979	16,477
	訪問看護	81,537	83,491	83,500	75,710
	訪問リハビリテーション	37,103	36,894	36,894	35,638
	居宅療養管理指導	17,086	17,476	17,468	18,631
	通所介護	539,417	537,796	538,290	505,931
	通所リハビリテーション	221,219	221,058	220,116	233,257
	短期入所生活介護	217,934	219,977	222,062	236,006
	短期入所療養介護（老健+病院等）	27,824	27,859	27,859	27,814
	福祉用具貸与	160,049	160,679	161,415	165,201
	特定福祉用具購入	7,325	7,325	7,325	7,325
	住宅改修費	8,714	8,714	8,714	7,995
	特定施設入居者生活介護	328,958	329,078	329,078	358,905
	小計	1,859,032	1,864,806	1,868,569	1,873,927
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	46,628	46,687	46,687	41,727
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	304,069	305,271	306,088	294,626
	認知症対応型通所介護	17,502	17,524	17,848	22,073
	小規模多機能型居宅介護	239,758	242,657	244,093	255,545
	認知症対応型共同生活介護	365,691	369,301	369,301	424,295
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	193,517	193,762	193,762	218,815
	看護小規模多機能型居宅介護	16,672	16,693	16,693	16,693
	複合型サービス	0	0	0	0
小計	1,183,837	1,191,895	1,194,472	1,273,774	
施設サービス	介護老人福祉施設	1,558,392	1,560,364	1,560,364	1,526,411
	介護老人保健施設	847,836	848,909	848,909	889,385
	介護医療院（介護療養型医療施設含む）	4,097	4,102	4,102	4,102
	小計	2,410,325	2,413,375	2,413,375	2,419,898
その他	居宅介護支援	282,435	283,283	284,998	274,295
	小計	282,435	283,283	284,998	274,295
介護給付費計（I）		5,735,629	5,753,359	5,761,414	5,841,894

■介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の推移

単位：千円

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	621	622	622	622
	介護予防訪問看護	13,727	14,010	14,274	14,266
	介護予防訪問リハビリテーション	14,379	14,397	14,684	13,691
	介護予防在宅療養管理指導	2,208	2,210	2,210	2,320
	介護予防通所リハビリテーション	56,915	57,805	58,622	61,280
	介護予防短期入所生活介護	2,801	2,804	2,804	2,804
	介護予防短期入所療養介護（老健+病院等）	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	32,077	31,858	31,502	32,526
	特定介護予防福祉用具購入	1,825	1,825	1,825	1,825
	介護予防住宅改修	5,942	5,942	5,942	5,942
	介護予防特定施設入居者生活介護	17,594	17,616	17,616	18,308
	小計	148,089	149,089	150,101	153,584
	地域密着サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護		4,372	4,377	5,320	5,320
介護予防認知症対応型共同生活介護		0	0	0	0
小計		4,372	4,377	5,320	5,320
	介護予防支援	27,122	27,435	27,379	26,876
	小計	27,122	27,435	27,379	26,876
予防給付費計（Ⅱ）		179,583	180,901	182,800	185,780
総給付費（Ⅰ）+（Ⅱ）		5,915,212	5,934,260	5,944,214	6,027,674

第3節 地域支援事業

1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたっては、地域における保健師等の医療専門職の関与を得ながら推進いたします。

また、希望する要介護認定者が総合事業を利用することが制度上可能となることから、適切な事業の実施に向けて検討いたします。

総合事業の実施においては、リハビリテーションの理念等を踏まえ、より質の高い取組が推進されるよう、関係団体・関係機関等を含めた協議の場において、医療や介護の専門職の関与等に関する検討を行います。

さらに、新型コロナウイルスの流行により低下した通いの場への参加率を向上させる取り組みを行うことが必要です。

今後は、総合相談支援業務の一部委託や介護予防支援の見直し等について検討を行います。

なお、地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等と協働して取組を行います。

評価については、毎年度総合事業の実施状況の調査、分析を行い評価を行います。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業〔訪問型サービス事業〕

【事業の概要】

■訪問型サービス事業とは、高齢者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供するサービスで、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスがあります。

■秩父市では、従来の訪問介護相当サービスに加えて、訪問型サービスA（緩和した基準）を実施し、要支援者等の高齢者に対して、生活援助に加え、地域住民によるボランティア主体としての生活援助や移動などの支援を進めていきます。

■訪問型サービスC（短期集中サービス）を検討していきます。

■訪問型サービス事業の利用者数はやや減少傾向となっており、令和8年度には2,890人を見込んでいます。

実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	総合事業	延利用人数(人)	3,432	3,112	2,916	
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	総合事業	延利用人数(人)	2,904	2,896	2,890	2,395

(2) 介護予防・生活支援サービス事業〔通所型サービス事業〕

【事業の概要】

- 通所型サービス事業とは、高齢者等に対し、生活機能向上等を図るため、機能訓練や集いの場等、日常生活上の支援を提供するサービスで、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスがあります。
- 秩父市では、従来の通所介護相当サービスに加えて、通所型サービスA（緩和した基準）を実施し、要支援者等の高齢者に対して、半日型のデイサービスを提供しています。
- 通所型サービスC（短期集中サービス）を検討していきます。
- 通所型サービス事業の利用者数はやや減少傾向となっており、令和8年度には4,963人を見込んでいます。

実績	区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	総合事業	延利用人数（人）		5,830		5,165		5,001
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度		
	総合事業	延利用人数（人）	4,967	4,971	4,963	3,533		

(3) 介護予防・生活支援サービス事業〔介護予防ケアマネジメント事業〕

【事業の概要】

- 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、具体的な目標を明確にしつつ個々の心身状況や生活環境、生活機能低下が生じた原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成します。その後、支援計画に沿ったサービスの提供を確保し、あわせて、評価とアセスメントを実施します。今後も引き続き事業を推進します。

実績	区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	総合事業	ケアプラン作成件数		5,601		4,981		2,706
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度		
	総合事業	ケアプラン作成件数	4,800	4,800	4,800	4,320		

※令和5年度の数値は11月30日現在

(4) 介護予防普及啓発事業〔出前講座〕

【事業の概要】

- 今後も引き続き、65歳以上のすべての高齢者を対象に介護予防啓発事業として、出前講座を開催します。

実績	区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	総合事業	開催数（回）		34		83		58
延利用人数（人）			588		1,275		965	
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度		
	総合事業	開催数（回）	100	100	100	100		
延利用人数（人）		1,600	1,700	1,800	1,800			

(5) 一般介護予防事業〔地域介護予防活動支援事業（サロン活動補助）〕

【事業の概要】

■高齢者の閉じこもり予防と健康の保持・増進のため社会参加の促進を図る目的で、平成28年度よりサロン活動補助事業を開始しています。今後も引き続き、住民主体で実施する介護予防に資する活動に対し補助金を交付します。

実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	総合事業	申請団体数	19	14	22	
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	総合事業	申請団体数	25	27	30	30

(6) 一般介護予防事業〔地域介護予防活動支援事業（秩父ポテくまくん健康体操）〕

【事業の概要】

■平成28年度より、高齢者を含む地域住民が協働した地域活動を推進するための取組として、「重錘バンド」を使った体操を紹介しています。市民から募り養成したサポーターを中心に、誰でも行うことができ、運動機能の向上に効果のある体操を歩いて通える身近な会場で継続することで、閉じこもり予防や認知症予防、住民主体の地域活動を推進します。

実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	総合事業	会場数(会場)	24	27	31	
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	総合事業	会場数(会場)	33	35	37	45

2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

(1) 総合相談支援事業

【事業の概要】

- 高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けていくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや関係機関及び制度の利用につなげるよう支援を行っています。

区分	延相談件数（件）／実績			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
秩父	463	510	247	
吉田	77	90	20	
大滝・荒川	72	61	43	
計	612	661	310	
区分	延相談件数（件）／見込量			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
秩父	550	550	550	600
吉田	100	100	100	120
大滝・荒川	100	100	100	120
計	750	750	750	790

※令和5年度の数値は11月30日現在

(2) 権利擁護業務

【事業の概要】

- 権利擁護の観点から支援が必要な高齢者に対し、今後も成年後見制度の活用や各種福祉サービスの活用などの支援等を行います。さらに、高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応、緊急に援助を要する方の支援を実施します。今後も適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における各種関係者とのネットワーク強化を図ります。

区分	延相談件数（件）／実績			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
秩父	15	22	31	
吉田	1	4	1	
大滝・荒川	1	0	0	
計	17	26	32	
区分	延相談件数（件）／見込量			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
秩父	30	30	30	30
吉田	5	5	5	5
大滝・荒川	5	5	5	5
計	40	40	40	40

※令和5年度の数値は11月30日現在

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【事業の概要】

■個々の高齢者の状態変化に応じた適切なケアマネジメントをケアマネジャーが実践することができるように、地域の基盤を整えるとともに、個々のケアマネジャーへのサポートを行います。

- 地域のケアマネジャーに対する個別相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術指導等の相談助言を行う。
- 支援困難事例等への指導、助言。
- 地域のケアマネジャーのネットワークづくりとして年数回のケアマネジャー連絡会・研修会を実施。

実績	区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	連絡会研修会	開催回数(回)		0	1	1	1
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
	連絡会研修会	開催回数(回)	3	3	3	3	3

※令和5年度の数値は11月30日現在

3 包括的支援事業（社会保障充実分）

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

【事業の概要】

■医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させることが重要であることから、地域の医師会等との連携を強化し、在宅医療・介護連携推進事業を計画的かつ効果的に推進します。

また、推進に当たっては、看取りに関する取組や、地域における認知症の方への対応力を強化していくことが重要であり、さらに、感染症や災害時においても継続的なサービス提供を維持するため、関係者の連携体制や対応を検討します。

なお、地域住民に対して、医療及び介護サービスについて理解を深めてもらえるよう、的確な情報提供や丁寧な説明を行っていくこと、及び関連施策との連携を図ります。【P27 重点取組】

実績	区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	圏域ケア会議	開催回数(回)		9	12	8	8
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
	圏域ケア会議	開催回数(回)	9	9	9	9	9

(2) 生活支援体制整備事業

【事業の概要】

- 単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加するなか、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、医療・介護サービスの充実を図るとともに、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を同時に図っていくことが不可欠です。そのため、地域の体制整備を推進する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置などの体制整備を促進します。【P30 重点取組】

(3) 認知症総合支援事業

【事業の概要】

- 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく保健医療サービス及び福祉サービスが提供される循環型の仕組みが構築されるよう、初期集中支援チームの運用・活用（認知症初期集中支援推進事業）及び地域支援推進員による活動（認知症地域支援・ケア向上事業）を推進し、認知症高齢者でも生活できる地域の実現を目指します。

また、第2号被保険者に該当する若年性認知症を含め、高次脳機能障害については、障害福祉分野と連携しながら、相談支援体制を整備していきます。【P28 重点取組】

なお、認知症ケアパスについても、定期的な見直しを図り、新規事業追加等の際には、都度改訂していくとともに、その内容をホームページに掲載し、広報、周知を図っていきます。

(4) 地域ケア会議推進事業

【事業の概要】

- 要介護状態等の予防または重度化防止を推進するとともに、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤を整備するため、民生委員や自治会等の地域の支援者・団体、専門的支援を有する多職種を交えた地域ケア会議を設置しました。今後も、市及び地域包括支援センターが役割分担を行いつつ、地域課題解決のための体制整備を推進します。【P30 重点取組】

実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	地域ケア会議	開催回数(回)	10	18	18	
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	地域ケア会議	開催回数(回)	27	27	27	27

4 任意事業

(1) 家族介護支援事業〔家族介護用品支給事業〕

【事業の概要】

■家族介護用品支給事業は、市民税非課税世帯に属し、秩父市在宅要介護高齢者手当受給者（要介護認定で要介護4または5と判定された高齢者）を対象に、1か月の支給限度内で紙おむつ等を毎月現物支給します。事業対象者には、紙おむつ排出用ごみ袋（有料指定ごみ袋中型）を1月あたり5枚支給しています。今後も引き続き、事業を推進していきます。

実績	区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	紙おむつ支給	延利用者数（人）		409		391		410
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度		
	紙おむつ支給	延利用者数（人）	420	420	420	420		

※令和5年度の数値は11月30日現在

(2) 家族介護支援事業 { 認知症高齢者徘徊探索サービス事業
認知症高齢者等見守りシール交付事業 }

【事業の概要】

■徘徊探索サービスは、徘徊することのある認知症高齢者等が対象となっており、移動端末機を身につけることにより、徘徊その他の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

また、令和4年12月から、認知症高齢者等見守りシール交付事業を開始しました。この事業は、認知症高齢者等が行方不明になった場合には、見守りシールに記載したQRコードを読み取った発見者と介護者等の間でインターネット接続環境下において通信し、認知症高齢者等の早期発見に努めるものです。これらの事業により、当該高齢者の安全を確保するとともに家族等の不安を解消します。今後も事業内容を検討し、引き続き、事業を推進していきます。

実績	区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	移動端末機	利用者数（人）		3		0		0
見守りシール	利用者数（人）		-		4		2	
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度		
	移動端末機	利用者数（人）	1	1	1	1		
見守りシール	利用者数（人）		5	5	5	5		

※令和5年度の数値は11月30日現在

(3) その他の事業〔成年後見制度利用支援事業〕

【事業の概要】

■成年後見制度の利用に際し、申立てを行うべき親族がない高齢者に対し審判の申立てを行うとともに、審判に要する経費や成年後見人等への報酬を負担する能力のない方には、その報酬の全部または一部を助成します。今後も、引き続き、事業を推進していきます。

実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	市長申し立て	件数(人)	0	0	4	
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	市長申し立て	件数(人)	3	3	3	3

(4) その他の事業〔認知症サポーター等養成事業〕

【事業の概要】

■平成28年度から個人参加型認知症サポーター養成講座を開催しています。また、平成27年度に認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症サポーター研修会の開催や認知症カフェを開催し、地域の支援体制の構築を図っています。今後も引き続き、認知症サポーター等の養成を行います。

実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	養成講座	開催回数(回)	7	7	4	
認知症カフェ	延実施回数(回)	2	7	5		
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	養成講座	開催数(回)	12	12	12	12
認知症カフェ	延実施回数(回)	8	8	8	8	

※令和5年度の数値は11月30日現在

(5) その他の事業〔在宅生活サポート促進事業〕

【事業の概要】

■みやのかわ商店街振興組合が運営主体となって、元気な高齢者の有償ボランティア「ボランティアバンクおたすけ隊」が、援助を必要としている高齢者や障がい者や子育て中の方を支援していく事業です。今後も引き続き、事業を推進します。

実績	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	サポート事業	延利用者数(人)	591	380	320	
見込量	区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	サポート事業	延利用者数(人)	300	300	300	280

※令和5年度の数値は11月30日現在

5 地域支援事業に係る事業総額

地域支援事業に係る事業総額の各年度の費用額は下表のとおりです。

単位：円

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業	218,997,865	218,962,865	218,632,865
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	6,300,000	6,200,000	6,100,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	11,470,000	11,470,000	11,470,000
任意事業	7,000,000	6,900,000	6,800,000
合 計	243,767,865	243,532,865	243,002,865

第4節 保険給付費等の見込みと保険料の算定

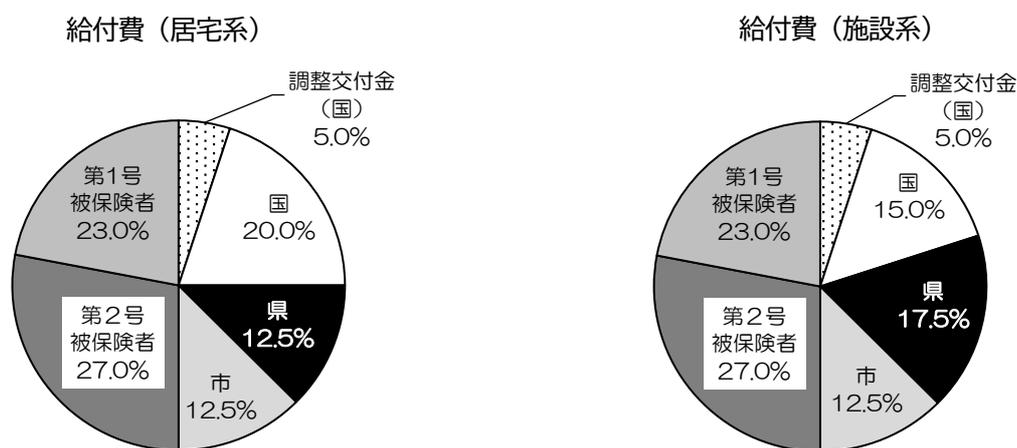
1 介護保険事業の財源

介護保険事業を運営するために必要とされる費用は、保険給付費（介護給付費、予防給付費）、地域支援事業費、事務費などから構成されます。

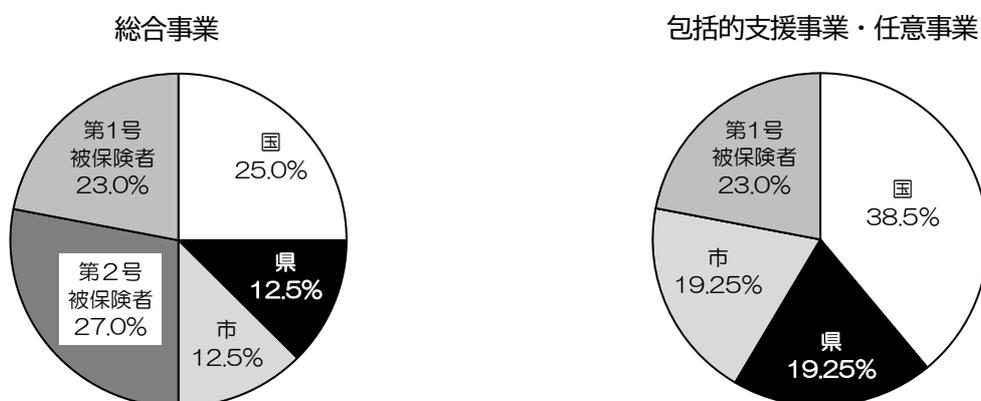
そのうち保険給付費と地域支援事業費の財源は、国の負担金、県の負担金、市の負担金、国の調整交付金、支払基金交付金（第2号被保険者の保険料）、第1号被保険者の保険料などで賄われます。

この第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により政令で定められています。第8期介護保険事業計画期間（令和3年度～令和5年度）では標準給付費見込額や地域支援事業費の23%でしたが、第9期介護保険事業計画期間（令和6年度～令和8年度）でも23%になります。

〈標準給付費の財源内訳〉



〈地域支援事業費の財源内訳〉



2 保険給付費の見込み

令和6年度から令和8年度までの各年度における、標準給付費及び地域支援事業費は下表のとおり見込まれます。

■保険給付費の推計(令和6～8年度)

単位：円

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費＝(Ⅰ)＋(Ⅱ)①		5,915,212,000	5,934,260,000	5,944,214,000
内 訳	介護給付費計(Ⅰ)	5,735,629,000	5,753,359,000	5,761,414,000
	予防給付費計(Ⅱ)	179,583,000	180,901,000	182,800,000
特定入所者介護サービス費等給付額 ②		214,580,905	215,417,581	216,547,843
高額介護サービス費等給付額 ③		134,977,798	135,523,474	136,234,544
高額医療合算介護サービス費等給付額 ④		15,275,738	15,315,918	15,396,279
算定対象審査支払手数料 ⑤		3,380,080	3,389,000	3,406,760
標準給付費計 ⑥ (①＋②＋③＋④＋⑤)		6,283,426,521	6,303,905,973	6,315,799,426
地域支援事業費 ⑦		243,767,865	243,532,865	243,002,865
合計 ⑥＋⑦		6,527,194,386	6,547,438,838	6,558,802,291

3 所得段階別被保険者見込数

■所得段階別被保険者見込数(令和6～8年度)

単位：人

所得段階	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1段階被保険者数	3,062	3,055	3,036
第2段階被保険者数	1,839	1,835	1,821
第3段階被保険者数	1,587	1,583	1,561
第4段階被保険者数	2,191	2,186	2,165
第5段階被保険者数	3,252	3,234	3,206
第6段階被保険者数	3,457	3,456	3,431
第7段階被保険者数	2,856	2,853	2,828
第8段階被保険者数	1,164	1,164	1,163
第9段階被保険者数	381	381	380
第10段階被保険者数	204	202	201
第11段階被保険者数	102	102	101
第12段階被保険者数	81	80	80
第13段階被保険者数	66	65	63
第14段階被保険者数	65	65	65
第15段階被保険者数	124	124	122
合 計	20,431	20,385	20,223

4 第9期保険料基準額の算定

第1号被保険者の保険料は、3年間の計画期間中に見込まれる介護保険事業費の所定負担額を賄えるように設定しています。第1号被保険者の保険料基準額は次のように見込んでいます。

■第1号被保険者の保険料基準額

単位：円

区 分		算定式	金額等
①	標準給付費見込額		18,903,131,920
②	地域支援事業費		730,303,595
③	秩父市の必要サービス額	=①+②	19,633,435,515
④	第1号被保険者負担額	=③×23%	4,515,690,168
⑤	調整交付金相当額		977,986,276
⑥	調整交付金見込額		962,906,000
⑦	準備基金取り崩し額		640,000,000
⑧	保険者機能強化推進交付金等交付見込額		40,000,000
⑨	保険料必要額	=④+⑤-⑥-⑦-⑧	3,850,770,444
⑩	予定保険料収納率(%)		99.3
⑪	所得段階別加入割合補正後被保険者数(人)		59,844
⑫	介護保険料基準額(年額)	=⑨÷⑩÷⑪	64,800
⑬	介護保険料基準額(月額)	=⑫÷12か月	5,400

注1) 端数処理関係で計算が一致しない場合があります。

注2) 調整交付金は、全国平均で交付率が5%となるよう、被保険者の所得構成や後期高齢者の割合により国が交付割合を決定します。この推計における調整交付金見込額は、厚生労働省作成の地域包括ケア「見える化」システムによる交付割合を使っています。

注3) 予定保険料収納率は、過去の収納実績を参考に想定しています。

5 介護保険料の算定結果と所得段階別保険料

以上の条件を踏まえて算出した介護保険料は、次のとおりとなります。

介護保険料基準額(月額)	5,400円
--------------	--------

各保険料段階においても、第5段階基準年額から各段階の保険料率に基づき年額保険料を算出しています。また各段階の月額保険料額は、年額保険料を12か月で除して算出した額となります。

■所得段階別の保険料

単位：円

所得段階	対象者	算定方法	保険料額
			年額
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方並びに本人及び世帯全員が住民税非課税であり、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.30	19,440円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であり、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.50	32,400円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であり、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.65	42,120円
第4段階	世帯内に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.85	55,080円
第5段階	世帯内に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額	64,800円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.15	74,520円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.25	81,000円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.58	102,380円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.60	103,680円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.78	115,340円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×1.80	116,640円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.00	129,600円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の方	基準額×2.10	136,080円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.30	149,040円
第15段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.50	162,000円

※ 第1段階から第3段階については、公費負担による軽減後の保険料率、保険料額となります。

第7章 要介護状態となることの予防及び重度化防止

高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする人が増え、サービス提供量は今後も増加していくものと見込まれています。

市では、サービスを必要とする人に対して必要なサービスが提供され、介護保険制度の持続可能性を確保できるよう、高齢者が要介護者等にならない取組や、重度化を防止する取組を重点的に行います。

それらの取り組みの達成状況を毎年度評価するとともに、成果指標を掲げ、高齢者が可能な限り地域において自立した生活ができることを目指します。

また、高齢者の自立支援・重度化防止を推進するため、高齢者福祉施策及び介護予防施策の充実に努めます。

(1) 各段階における取組

①高齢者の介護予防の取組

高齢者が地域において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことや地域活動などに参加できる機会を増やしていくことが重要です。

通いの場の取り組みについては、国が示している基準（通いの場に参加する高齢者を8%とすること）を目指し、通いの場の取り組みを推進します。

また、地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価を行います。

②要支援・要介護認定者の重度化防止

要介護認定者等に対しては、利用者一人ひとりの状態に合わせた、柔軟な介護サービスを提供できるよう努めます。

また、利用者に適切かつ効果的な介護サービスが提供されるよう、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上に努めていくとともに、地域密着型サービス事業所等に対する運営指導を計画的に実施します。

③リハビリテーション提供体制に関する取組

リハビリテーションによって、単なる心身機能等向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが重要です。このため、心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すため、リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制の構築を推進します。

第8章 計画推進のために

1 保健・医療・福祉の連携強化

高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、認知症や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、保健、医療、福祉の各関係機関の相互連携の強化に努めます。

2 ボランティアなど福祉的活動の推進

高齢者の生活や介護している家族などを支えるには、一般保健福祉サービス、介護保険給付サービスだけでは十分とはいえません。住み慣れた地域で、人々との心の通った生活を続けていくためには、シルバー人材センター、民生委員・児童委員、健康推進員、在宅福祉員、食生活改善推進員、赤十字奉仕団、老人クラブ、ボランティアやNPOなどの地域の活動による支援が不可欠です。このような活動を推進するため、地域の高齢者を支えあう体制づくりに努めます。

3 介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会の開催

市民（被保険者代表）、介護サービス提供事業者代表、関係団体、学識経験者等による運営協議会を定期的で開催し、介護保険事業計画の進行管理及び評価を行い、介護保険事業の円滑な実施に努め、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保を図ります。なお、介護保険運営協議会は地域包括支援センター運営協議会を兼ねています。

4 計画の進行管理と評価・点検

計画に基づき施策の実現が図れるよう、毎年度において事業の達成状況を把握し、PDCAサイクルの適切な運用による進行管理を行うとともに、目標値などを設定している事業はその達成状況について定量的な評価を行います。

また、当該評価結果については、速やかに県に報告を行うとともに、広く市民に公表し、透明性の確保を図ります。

5. 埼玉県との連携

本計画に盛り込まれた多くの施策・事業は、介護保険制度をはじめ、保健・福祉制度に基づいて実施されることから、国・県はもとより、周辺市町村との連携を強化します。

特に、県の支援や助言を踏まえながら、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用して、市の実情及び地域課題を分析することや、高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた必要な取り組みを進めます。

業務の効率化の観点においても県と連携しながら、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進め、介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組めます。

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加しており、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、県と連携してこれらの設置状況等必要な情報の積極的な把握に努めます。

また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図ることが重要であり、居宅サービス等の提供状況の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県に情報提供する等、その質の確保を図ります。

資料編

1 計画策定の経緯

(1) アンケート調査

項目	内容
調査期間	令和5年6月29日(木)～7月18日(火)
調査対象者	65歳以上高齢者
調査方法	郵送による配布、郵送による回収
回収結果	①高齢者に関する調査 (介護認定を受けていない方) 配布数：1,300件 有効回答数：895件 有効回収率 68.8%
	②在宅介護実態調査 (介護認定を受けている方) 配布数：300件 有効回答数：154件 有効回収率 51.3%

(2) 秩父市高齢者福祉計画等策定委員会 会議経過

期 日	実施項目	内 容
令和5年8月4日(金)	第1回策定委員会	●委員長及び副委員長の互選について ●秩父市高齢者福祉計画等の策定について ●アンケート調査結果について(速報値)
令和5年12月12日(火)	第2回策定委員会	●秩父市高齢者福祉計画素案の検討について
令和6年2月13日(火)	第3回策定委員会	●秩父市高齢者福祉計画(案)について ●介護保険料について

(3) 秩父市高齢者福祉計画等検討委員会 会議経過

期 日	実施項目	内 容
令和5年10月17日(火)	第1回検討委員会	●秩父市高齢者福祉計画の策定について
令和5年11月20日(月)	第2回検討委員会	●秩父市高齢者福祉計画(案)について
令和6年1月29日(月)	第3回検討委員会	●パブリックコメントの結果について

(4) 秩父市高齢者福祉計画等作業部会 会議経過

期 日	実施項目	内 容
令和5年10月31日(火) ～令和5年11月14日(火)	第1回検討委員会	●秩父市高齢者福祉計画(素案)について
令和5年12月15日(金) ～令和5年12月20日(水)	第2回検討委員会	●秩父市高齢者福祉計画(案)について

(5) パブリックコメント結果

項 目	内 容
募集期間	令和5年12月25日(月)～令和6年1月24日(水)
応募方法	直接持参・FAX またはEメール
応募件数	4件

2 秩父市高齢者福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 秩父市高齢者福祉計画の見直し及び秩父市介護保険事業計画の策定（以下「計画の策定等」という。）を行うとともに、高齢者に関する保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的推進を図ることを目的として、秩父市高齢者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定等及び高齢者サービスの総合的推進のため、次の事務を所掌する。

- (1) 計画の策定等に必要の審議及び意見聴取等を行うこと。
- (2) 高齢者に関する保健、福祉、医療関係者相互の情報交換を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げるものをもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月10日訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日訓令第2号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

秩父市議会議員

秩父市町会長協議会代表

秩父郡市医師会代表

秩父郡市歯科医師会代表

秩父市民生委員・児童委員協議会代表

秩父福祉事務所長

介護保険事業者代表

秩父市社会福祉協議会代表

介護保険被保険者等代表（公募）

その他学識経験者

3 秩父市高齢者福祉計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

	団体名	氏名	備考
1	秩父市議会議員	清野 和彦	
2	秩父市議会議員	宮前 昌美	
3	秩父市町会長協議会	磯田 晶広	
4	秩父郡市医師会	水野 究紀	
5	秩父郡市歯科医師会	並木 史江	
6	秩父福祉事務所長	浅見 洋	
7	秩父市民生委員・児童委員協議会	女部田 猛文	
8	秩父市社会福祉協議会	江田 和彦	
9	特別養護老人ホーム 和泉の森	青木 榮	
10	介護老人保健施設うらら	久保田 直行	
11	生協ちちぶケアステーション	若林 晴子	
12	第1号被保険者代表	持田 由美子	
13	第1号被保険者代表	岩田 泰典	
14	第2号被保険者代表	加藤 尚美	
15	第2号被保険者代表	横田 好一	

4 秩父市高齢者福祉計画等検討委員会委員名簿

(敬称略)

	所属部	職名	氏名
1		副市長	石関 千春
2		教育長	前野 浩二
3	総合政策部	部長	島田 典彦
4	総務部	部長	高橋 互
5	財務部	部長	新井 正巳
6	市民部	部長	千島 裕美子
7	福祉部	部長	田端 保之
8	保健医療部	部長	新井 広美
9	環境部	部長	大森 圭治
10	産業観光部	部長	山田 省吾
11	農林部	部長	茂木 崇嗣
12	地域整備部	部長	笠原 武久
13	吉田総合支所	総合支所長	坂本 雄司
14	大滝総合支所	総合支所長	千島 設男
15	荒川総合支所	総合支所長	山中 賢
16	市立病院事務局	局長	古屋敷 光芳
17	会計管理者	会計管理者	小林 幸男
18	教育委員会事務局	局長	笠原 義浩
19	議会事務局	局長	黒澤 康彦

5 秩父市高齢者福祉計画等検討委員会作業部会委員名簿

(敬称略)

	所属部	所属課	職名	氏名
1	総合政策部	総合政策課	主査	富田 浩充
2	総務部	危機管理課	主席主幹	金沢 雅美
3	市民部	市民生活課	主幹	深町 めぐみ
4	市民部	生涯学習課	主事	俵積田 壮
5	福祉部	社会福祉課	主幹	笠原 典子
6	福祉部	障がい者福祉課	主幹	熊木 和歌子
7	保健医療部	地域医療対策課	主査	柿原 玲生
8	保健医療部	保健センター	主任栄養士	根岸 遥
9	地域整備部	建築住宅課	主査	久保 和也
10	吉田総合支所	市民福祉課	主査	齋藤 佐紀子
11	大滝総合支所	市民福祉課	主幹	山口 和子
12	荒川総合支所	市民福祉課	主査	上野 良枝
13	市立病院	地域医療連携室	主任	加藤 佑季子

6 秩父市高齢者福祉計画等事務局名簿

(敬称略)

	所属部	所属課	職名	氏名
1	福祉部		部長	田端 保之
2	福祉部	高齢者介護課	課長	中島 まさよ
3	福祉部	高齢者介護課	主幹	塩田 一枝
4	福祉部	高齢者介護課	主幹	柳原 智子
5	福祉部	高齢者介護課	主査	町田 好人
6	福祉部	高齢者介護課	主査	浅見 知世子
7	福祉部	高齢者介護課	主事	廣田 加奈
8	福祉部	秩父地域包括支援センター	所長	加藤 武信
9	福祉部	秩父地域包括支援センター	主幹	堀口 剛志
	福祉部	秩父地域包括支援センター	主査(保健師)	千島 優子

秩父市高齢者福祉計画

－高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画－
(令和6年度～令和8年度)

発 行 令和6年3月
企画・編集 秩父市 福祉部 高齢者介護課
〒368-8686
埼玉県秩父市熊木町8番15号
T E L (0494) 22-2211 (代表)
F A X (0494) 27-7336



碓氷市イメージキャラクター

ポテくまくん